

HOKUMON SHINKIN BANK

REPORT 2019

北門信用金庫の現況

平成30年4月1日▶▶▶平成31年3月31日



1949.2



1949.11



1964.10



ふれあいを大切にする



北門信用金庫

2018.10

CONTENTS ▶▶▶ 目次

当金庫の概要 巻頭

ごあいさつ 1

経営方針・行動理念・事業計画 2

業績ハイライト

事業の概況／主要な経営指標の推移 3

自己資本充実の状況 4

不良債権の状況 5

当金庫の運営体制

役員・組織図／主要な事業の内容 6

法令等遵守(コンプライアンス)態勢／
反社会的勢力に対する取組み 7

顧客保護体制／金融犯罪への取組み／
個人情報保護の取組み 8

金融ADR制度への対応／利益相反管理の取組み 9

リスク管理態勢 10

総代会制度 12

当金庫の取組み

平成30年度トピックス 14

北門信用金庫と地域社会 15

文化的・社会的貢献活動 16

お客さま満足度アンケート調査結果 17

中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組み状況 18

地域密着型金融の取組み／「経営者保証に関するガ
イドライン」への取組み／金融円滑化に関する取組み 19

業務のご案内

商品・サービスのご案内 20

手数料のご案内 23

ネットワーク

店舗一覧／店外ATMコーナー／営業地区 24

沿革

北門信用金庫のあゆみ 26

資料編

資料編 27

役職員の報酬体系について 38

自己資本の充実の状況等(バーゼルⅢ第3の柱) 39

開示項目索引 53



当金庫の概要 (平成31年3月31日現在)

名 称	北門信用金庫
本店所在地	北海道滝川市栄町3丁目3番4号 TEL:0125-22-1111(代表) http://www.shinkin.co.jp/hokumon/
創 業	昭和24年2月8日
出 資 金	4億6千6百万
会 員 数	14,288名
預 金	2,607億円
貸 出 金	1,101億円
店 舗 数	25店舗
常勤従業員数	243人(出向受入・パート等45人含む)
自己資本比率	14.41%

●シンボルマーク



地域と共に永遠に歩みつづける
北門信用金庫の基本理念を象徴し
たものです。

地域社会と地縁性の強い信金
が、互いにガッチリと腕を組んで進
む姿を、そして上方に伸びる線は
限らない発展を植物の生長になぞ
らえてシンボライズしたものです。

※本誌は信用金庫法第89条に基づいて作成したディスク
ロージャー資料です。
記載金額は全て単位未満を切り捨てて表示しています。
金額の表示は、単位未満の金額は「0」、該当金額がない場
合は「-」と表示しています。

地域の皆さまに 「必要とされる信用金庫」を 目指します。



理事長 小嶋 俊明

ごあいさつ

皆さまにおかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は北門信用金庫にご支援、ご愛顧を賜りまして、心より厚く御礼申し上げます。

さて、本年も当金庫の経営内容をご理解いただくため、ディスクロージャー誌「REPORT2019北門信用金庫の現況」を作成いたしました。

本誌は、当金庫の経営方針及び業務内容・財務内容をはじめ、地域貢献活動等について平成30年度を中心にわかりやすくまとめたものであり、ご高覧いただければ幸いです。

当金庫は、昭和24年2月に地域の皆さまから資金（預金）を集め、地域の中小企業、個人の方々に資金を供給（貸出）する地域の為の金融機関として創業いたしました。おかげ様で今年2月、創業70年を迎えることが出来ました。これもひとえに地域の皆さまがあつてのことであり心から感謝を申し上げます。

当時と時代背景は大きく変わりましたが、地域の皆さまの為の金融機関であるということは、何等変わっておりません。これからも地域の皆さまの為の信用金庫として鋭意努力してまいりますので引き続きのご愛顧を宜しくお願い申し上げます。

平成30年度の我が国経済は、相次ぐ自然災害等の影響から振れを伴いながらも堅調に推移していましたが、米中貿易摩擦等の影響から、アメリカ、中国、ヨーロッパ経済の先行きに不安材料も出てきた1年でありました。

一方、北海道経済につきましては、胆振東部地震の影響から外国人観光客の動向が懸念されましたが、順調に回復をしてきており、全体的には落ちついた流れの中にあると思います。しかしながら、地域を支える多くの中小企業で人手不足が深刻であり、人口減少や高齢化の進展による構造的な問題もあり、先行きの不透明感を払拭出来ない状況が続いております。

金融面では、マイナス金利政策の長期化を主因として金融機関による競合はさらに激化しており、加えて市場金利の低下によって余資運用が極めて難しい状況であり、厳しい収益環境が続いております。

このような情勢下でありましたが、平成30年度は3カ年計画（ほくもん「共創力」発揮2018）の初年度として収益力の強化を主軸に、地域活性化への貢献と経営管理態勢の充実強化に向け、各種施策に取り組みました結果、預金、貸出金につきましては、ほぼ計画どおりの推移となりました。なお、利益水準はまだ十分ではありませんが、健全性につきましては十分維持しておりますのでご安心願います。

地域金融機関にとりまして、厳しい収益環境が続いておりますが、当金庫は地域の皆さまの為の信用金庫として、地域が抱える課題に主体的に関与し、全役職員が一丸となって「地域から信頼され、必要とされる信用金庫」を目指してまいりますので、なお一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年7月

経営方針

地域のみなさまと共に歩み、地域の発展のためにつくします。

北門信用金庫は、中小企業や地元のかたがたの金融機関「滝川信用組合」として、昭和24年2月、創業いたしました。昭和26年10月、信用金庫法に基づき「中空知信用金庫」と改称いたしましたが、その後、札幌地区への店舗網拡大に伴い、これに相応しい名称とするために、昭和53年10月「北門信用金庫」に変更いたしました。

当金庫は、地域のみなさまと共に歩み、中小企業や住民の生活向上に役立つ金融商品や金融サービスの提供に努めてまいります。

1. 地域貢献、社会貢献活動を通じ「地域との共生」を大切にしています。
2. 地域のより多くのみなさまとのお取引を基本に推進しています。
3. 北門信用金庫は健全経営に徹し、自己資本の充実に努めています。

行動理念

1. 私たちはすすんで仕事に取組み、ゆたかで住みよい社会を建設します。
2. 私たちは信用を大切に、高い人格と気品ある庫風をきずきます。
3. 私たちはつねに心身をきたえ、働く喜びと明るいくらしを両立させます。

2019年度 事業計画

基本方針

当金庫を取り巻く経営環境は、足下の日本経済は米中貿易摩擦や相次ぐ自然災害の影響などによる振れを伴いながらも緩やかな回復基調を維持しておりますが、中小企業においては景気回復の実感が未だ乏しいことに加え、地域経済は人口減少や高齢化の進展による構造的な問題の影響を受け、先行きの不透明感は払拭されない状況にあります。

この様な状況下で、マイナス金利政策の長期化を主因として金融機関による競合はさらに激化しており、収益環境は一層厳しいものとなっております。

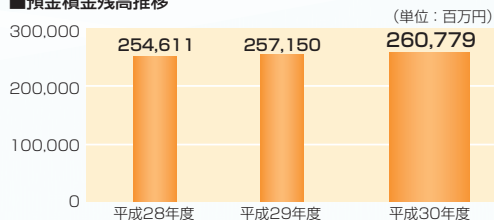
こうしたなか、昨年度からスタートした3カ年計画【ほくもん「共創力」発揮2018】においては、『地域から信頼され、必要とされる金融機関』を計画理念としており、本年度もその推進、実現にさらに注力するため、以下の基本方針に基づき取り組みてまいります。

1. 収益力の強化
2. 地域活性化への貢献
3. 経営管理態勢の充実

事業の概況 / 主要な経営指標の推移

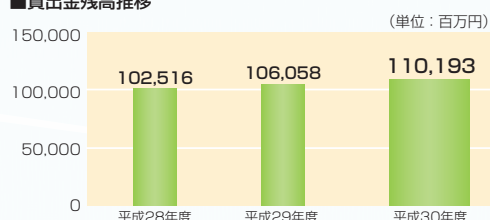
●平成30年度の事業の概況

■預金積金残高推移



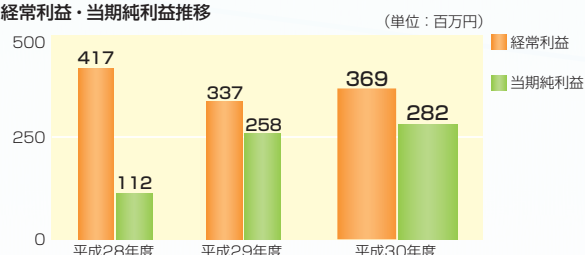
預金は、相続・転居等の理由による解約もありましたが、「そらぶちキッズキャンプ応援定期預金パートⅧ」等を中心に推進したことから、個人預金は852百万円増加しました。また、一般法人預金で423百万円、公金・金融機関預金で2,353百万円それぞれ増加しました。その結果、期末預金残高は前期比3,628百万円増加して260,779百万円となりました。

■貸出金残高推移



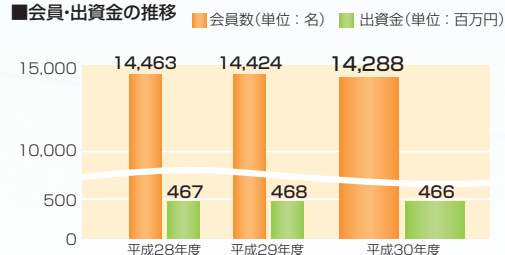
貸出金は、地方公共団体向けが603百万円、個人向けが385百万円それぞれ減少したものの、事業者向けがアパートローン等の推進により5,124百万円増加いたしました。その結果、期末貸出金残高は前期比4,135百万円増加して110,193百万円となりました。

■経常利益・当期純利益推移



低金利環境の継続で余資運用収益が落ち込む中、貸出金の順調な増加が収益に貢献しこれをカバーいたしました。また、本店の新築移転に伴う諸経費増加が大きな負担となったものの、与信費用が大幅に減少したことなどにより利益水準は前期並みを確保し、経常利益は前期比31百万円増加の369百万円、当期純利益は前期比23百万円増加の282百万円となりました。

■会員・出資金の推移



年度中、会員加入380名、脱退516名、差引136名減少し、期末会員数は14,288名となりました。また法人・個人別の構成割合は、法人3,355名(23.48%)、個人10,933名(76.52%)となりました。

年度中の出資金純増額は△153万円(△3,061口)、出資金総額は466百万円(933,143口)となりました。

●最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位: 百万円)

項 目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
経常収益(千円)	3,757,686	3,713,597	3,778,589	3,411,404	3,560,490
経常利益(千円)	819,093	431,902	417,428	337,819	369,008
当期純利益(千円)	741,925	279,522	112,425	258,857	282,441
出資総額	466	466	467	468	466
出資総口数(口)	932,127	933,553	935,305	936,204	933,143
純資産額	18,569	18,998	18,088	18,071	18,230
総資産額	264,643	268,087	273,875	276,304	280,188
預金積金残高	244,683	247,380	254,611	257,150	260,779
貸出金残高	92,998	97,530	102,516	106,058	110,193
有価証券残高	85,106	84,797	91,143	93,333	91,719
単体自己資本比率(%)	20.17	18.68	17.27	15.71	14.41
出資1口あたり配当金(円)	20	20	20	20	20
役員数(人)	15	13	15	15	16
うち常勤役員数(人)	8	6	7	7	8
職員数(人)	193	189	190	190	190
会員数(名)	14,799	14,719	14,463	14,424	14,288

(注) 職員数の中には、嘱託・パート・被出向職員を含んでおりません。

自己資本充実の状況

自己資本比率は高い水準を維持しております。

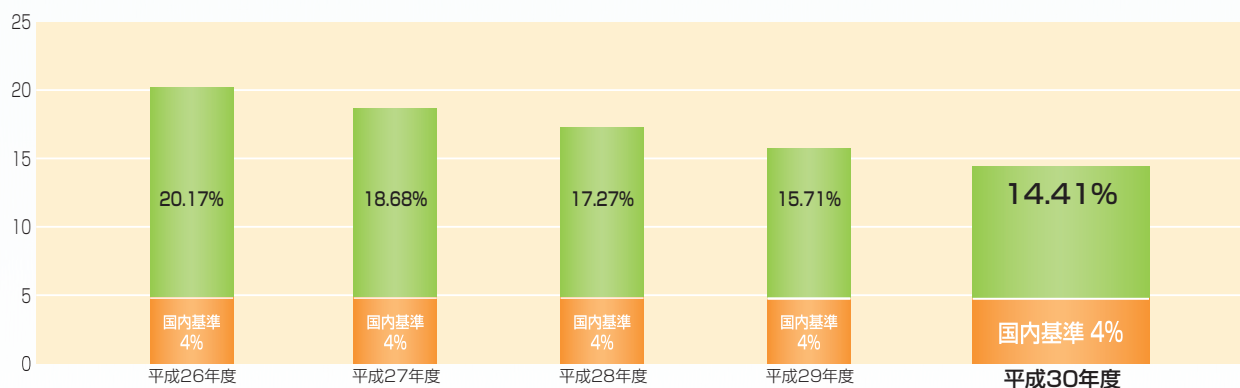
自己資本比率は、貸出金や有価証券などの損失が発生する可能性のある資産（リスク・アセット）に対する自己資本の額の割合のことで、金融機関の「安全性」と「健全性」を示す重要な経営指標であり、比率が高いほど健全な財務体質であるとされています。

当金庫の自己資本比率は14.41%であり、国内のみで営業を行う金融機関に求められる国内基準の自己資本比率4%に対し、3倍を超える高い水準にあります。

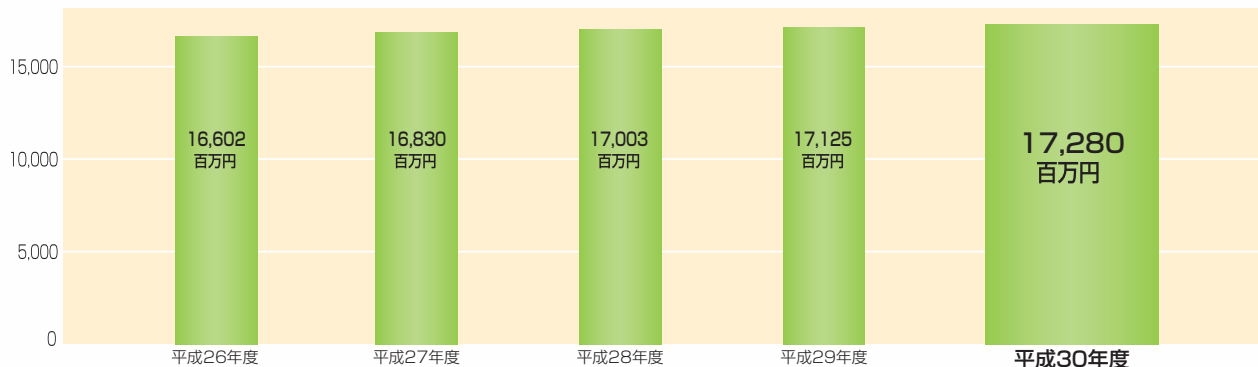
また、当金庫の自己資本額172億円の99%以上は会員の皆さまからの出資金と利益を積立てた内部留保から構成されており、堅固なものとなっております。

平成30年度は、当期純利益282百万円の計上等により、自己資本比率の分子である自己資本額が前期比154百万円増加し、17,280百万円となりました。一方、分母となるリスク・アセットは、事業先向けの貸出増加や、余資運用において収益確保のため、事業債や投資信託の購入を進めたことからリスクウェイトの高い資産が増加し、前期比10,954百万円と大きく増加し、119,903百万円となりました。結果、自己資本比率は14.41%と前期比1.30ポイント低下しましたが、経営の「安全性」と「健全性」は十分確保しており、高い水準を維持しておりますので、安心してお取引いただける金融機関であるということがお分かりいただけると思います。

■自己資本比率



■自己資本の額



$$\begin{array}{l} \text{自己資本比率の算出} \\ \text{平成30年度単体自己資本比率} \\ 14.41\% \end{array} = \frac{\text{自己資本総額 (17,280百万円)}}{\text{リスク・アセット総額 (119,903百万円)}} \times 100$$

●単体自己資本比率の推移

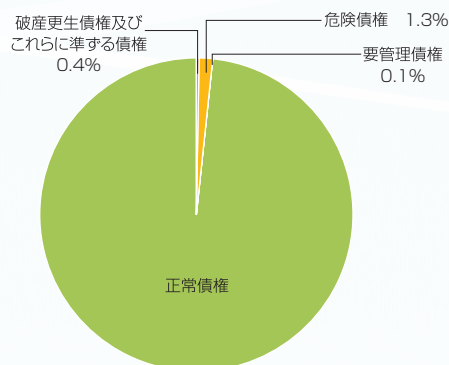
(単位：百万円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
自己資本の額	(A)	16,602	16,830	17,003	17,125	17,280
リスク・アセット	(B)	82,290	90,081	98,452	108,948	119,903
単体自己資本比率	(A)/(B)×100	20.17%	18.68%	17.27%	15.71%	14.41%

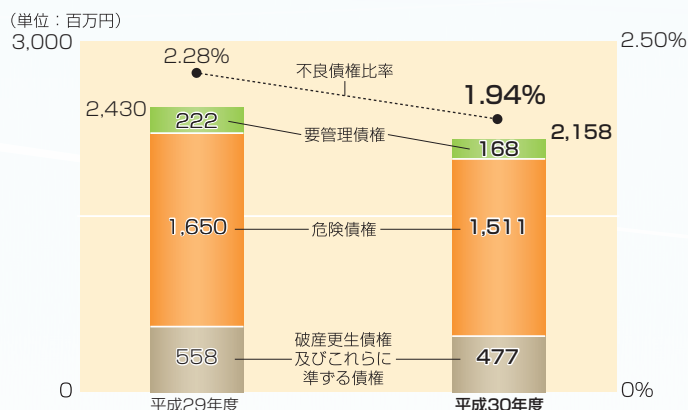
自己資本比率規制(バーゼルⅢ)に基づき算出しております。自己資本比率規制(バーゼルⅢ)については40ページをご覧ください。

不良債権の状況

金融再生法開示債権構成比(平成30年度)



金融再生法開示債権及び不良債権比率推移



当金庫では、資産の健全性向上を図るため、毎期、自己査定を厳格に実施し、資産内容の検証を行っております。また、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の厳格な監査を受けております。

平成30年度の不良債権(金融再生法開示債権)は、21億5千8百万円、不良債権比率は1.94%となっております。

また、不良債権額から担保・保証付貸出や貸倒引当金19億2千万円を控除した残額2億3千7百万円が未保全額となりますが、平成30年度の自己資本額は172億円を超えており、万々未保全額全てが回収不能となった場合でも、十分にカバーできる体力が備わっております。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位：百万円、%)

区分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	平成29年度 2,430	2,162	1,375	786	88.9	74.6
	平成30年度 2,158	1,920	1,272	647	88.9	73.1
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成29年度 558	558	413	144	100.0	100.0
	平成30年度 477	477	313	164	100.0	100.0
危険債権	平成29年度 1,650	1,531	897	634	92.8	84.2
	平成30年度 1,511	1,393	916	476	92.1	80.0
要管理債権	平成29年度 222	72	64	8	32.8	5.3
	平成30年度 168	49	42	6	29.3	5.2
正常債権	平成29年度 104,121					
	平成30年度 108,529					
合 計	平成29年度 106,551					
	平成30年度 110,687					

(注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3.「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

リスク管理債権の引当・保全状況

(単位：百万円、%)

区分	残 高 (a)	担保・保証額 (b)	貸倒引当金 (c)	保全率 (b+c)/(a)
破綻先債権	平成29年度 147	132	14	100.0
	平成30年度 126	125	0	100.0
延滞債権	平成29年度 2,021	1,145	758	94.1
	平成30年度 1,826	1,074	633	93.4
3ヵ月以上延滞債権	平成29年度 19	11	0	64.8
	平成30年度 13	6	0	55.5
貸出条件緩和債権	平成29年度 203	52	7	29.8
	平成30年度 154	35	6	27.1
合 計	平成29年度 2,391	1,342	781	88.8
	平成30年度 2,120	1,242	640	88.7

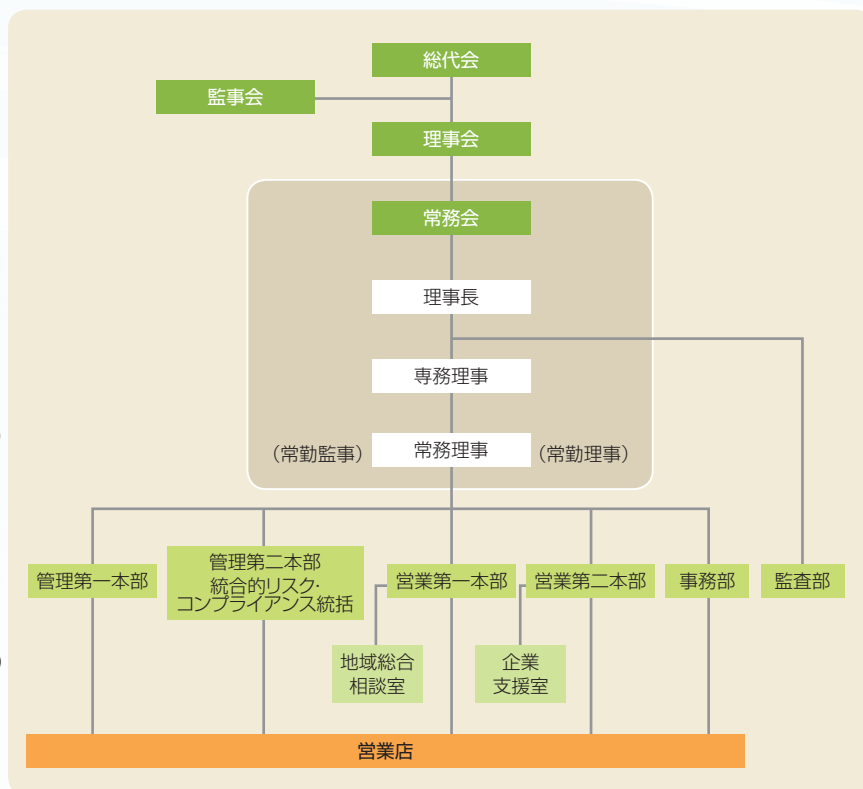
(注) 1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
① 更生手続開始の申立てがあった債務者
② 再生手続開始の申立てがあった債務者
③ 破産手続開始の申立てがあった債務者
④ 特別清算開始の申立てがあった債務者
⑤ 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
2.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3.「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5.なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7.「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸倒対照表の残高より少なくなっております。
8.保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

役員・組織図 (令和元年7月1日現在)

役員

理事長	小嶋	俊明
専務理事	松山	修
常務理事	大矢	美智幸
常務理事	船橋	儀
常務理事	松浦	聖一
常勤理事	宮西	健司
常勤理事	島貫	有俊
理事	中島	健(※1)
理事	石家	裕二(※1)
理事	田村	弘(※1)
理事	中山	茂(※1)
理事	池田	治男
常勤監事	幅崎	秀一(※2)
監事	丸山	健
監事	本間	光英(※2)
監事	久井	勝則

組織図



(注) 1.(※1)の理事は、職員外理事です。 2.(※2)の監事は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

主要な事業の内容 (令和元年6月30日現在)

- 預金及び定期積金の受入れ
- 資金の貸付け及び手形の割引
- 為替取引
- 付随業務及びその他の業務
 - 債務の保証又は手形の引受け
 - 有価証券((5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
 - 有価証券の貸付け
 - 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - 短期社債等の取得又は譲渡
 - 代理業務
 - 株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構等
 - 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る)
 - イ.金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
 - 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
 - 信金中央金庫
 - 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他の金銭に係る事務の取扱い
 - 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - 振替業
 - 両替
 - デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの((5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - 金融等デリバティブ取引((5)及び(14)に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - 金の取扱い
- 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(左記4により行う業務を除く。)
- 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - 当せん金付証券法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託又は都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再受託に基づき行う当せん金付証券の販売事務等
 - 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

法令等遵守(コンプライアンス)態勢

法令等遵守(コンプライアンス)とは、法令やルール及び社会的規範を遵守することをいいます。

当金庫は、法令等遵守の徹底を経営の最重要課題と位置付け、地域金融機関として社会的責任と公共的使命を果たすために、役職員がより高い倫理観と使命感をもって行動するよう法令等遵守の態勢整備と実践に取り組んでおります。

法令等遵守の基本方針となる「北門信用金庫行動綱領」、手引書となる「コンプライアンス・マニュアル」及び行動のチェック項目を記載した「コンプライアンス・カード」を全役職員の必携とするほか、毎年策定する「コンプライアンス・プログラム」に基づく勉強会や臨店指導などの各種施策の実践を通して、役職員の法令等遵守意識の向上とコンプライアンス態勢の徹底に努めております。

【北門信用金庫行動綱領】

1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を行う。

4. 地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

5. 人権の尊重

すべての人々の人権を尊重する。

6. 職員の働き方、職場環境の充実

職員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

7. 環境問題への取組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

8. 社会参画と発展への貢献

信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

9. 反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

内部通報制度について

当金庫は、「公益通報者保護法」に基づき、コンプライアンス経営の強化を目的として、「内部通報規程」を定め、金庫外部の弁護士事務所及び常勤監事を組織的または個人的な法令違反行為等の通報・相談窓口としております。

反社会的勢力に対する取組みについて

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下の「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守するとともに、預金取引・貸出取引等の各種約款・契約書等に「暴力団排除条項」を導入し、反社会的勢力を取引から排除する対象としております。また、定款において会員資格や除名等に関する規定を設け、当金庫の会員になろうとする者及び会員から反社会的勢力を排除するなど、関係遮断に向けた取組みを徹底しております。

【反社会的勢力に対する基本方針】

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

顧客保護体制について

顧客保護とは、「顧客の知識、経験及び財産の状況」を踏まえ、重要事項を適切かつ十分に説明し、顧客の理解・納得を得ることで、苦情・トラブルの発生を未然に防止するものです。

当金庫では、融資業務・預金業務・預かり資産業務・信託契約代理業務において、商品説明時から契約締結時に至るまで意思を確認し、必要に応じ書面に自署・捺印を受けるなど、各段階での説明態勢を整えております。

組織

融資業務は営業第二本部、預金業務及び預かり資産業務・信託契約代理業務並びに相談業務は営業第一本部が担当しており、お客さまに商品内容等を十分にご理解いただけるよう説明を行い、苦情・トラブルを未然に防ぐための態勢を構築しております。

取組

融資業務は、営業第二本部にて借入・保証意思確認方法や借入内容・条件等の書面による説明方法などについて指導を行っております。また、預かり資産業務・信託契約代理業務は、営業第一本部にて研修等を実施し、法令等で求められている顧客保護を十分に果たすための事務知識・業務知識の向上を図っております。

金融犯罪への取組みについて

当金庫では、お客さまに安心してご利用いただけるよう、「偽造・盗難カード」や「振り込め詐欺」などの特殊詐欺での不正引出しによる被害防止に向け、さまざまな対応を行っております。

偽造・盗難カードへの対応

◆暗証番号について

- 当金庫では「生年月日」「電話番号」など、他人に推測されやすい番号は、暗証番号として登録不能としております。既にご利用のお客さまには、当金庫ATM利用時の画面表示による注意喚起を行うとともに、当金庫のカードをご利用のお客さまには、当金庫ATMでお客さまご自身で暗証番号の変更が出来るようにしております。

◆被害への対策

- お客さまのご預金を不正引出被害から守るため、ATMからの1日の引出し限度額を50万円とさせていただいております。但し、お客さまからの店頭窓口へのお申出により、1日200万円を限度としてご自由に引出し限度額の変更が出来ます。
- 当金庫のキャッシュカードは、より偽造が困難なICカードで作成しております。

振り込め詐欺などの特殊詐欺への対応

- 当金庫では、不正口座開設の防止に取り組むとともに、警察との連携を密にしながら、不正利用口座であることが判明した場合には、すみやかに口座を凍結し被害拡大の防止に努めております。
- 当金庫でお取引のお客さまが振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害に遭われないよう、多額のお引出しやお振込み・ATM操作時の携帯電話の利用等のお取引に際しては、職員がお声掛けさせていただくなどの対応を行っております。また、ご高齢のお客さまが窓口で高額のお引出しを希望される場合には、お使いみちを確認させていただくほか、「預金小切手」のご利用をお願いしております。
- お客さまのご預金を特殊詐欺から守るため、毎月20日現在で70歳以上で、ATMで3年間キャッシュカードによるお振込みをされていない口座のお客さまは、キャッシュカードによるATMでの振込限度額を0円とさせていただいております。但し、お客さまからの店頭窓口へのお申出により、1日200万円を限度としてご自由に振込限度額の変更が出来ます。

個人情報保護の取組みについて

当金庫は、「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」を公表するとともに、「個人情報保護基本規程」等を定め、個人情報取扱事業者として「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関連法令等を遵守し、個人情報の厳格な取扱い及び機密性・正確性の確保に努めています。

個人情報に関するご相談窓口

北門信用金庫 営業第一本部

〒073-8688
北海道滝川市栄町3丁目3番4号

電話番号：0125-22-1115
FAX：0125-23-3205

金融 ADR 制度(裁判外紛争解決制度)への対応について

金融ADR制度(裁判外紛争解決制度)とは、金融商品・サービス等に関する苦情対応や紛争解決を、訴訟に代わり迅速・公平かつ適切に行うための制度です。当金庫ではお客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)のお申し出に公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情処理措置

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に各営業店(電話番号は24・25ページ記載)または、営業第一本部(☎0125-22-1115)にお申し出下さい。

また、当金庫の他にも北海道地区しんきん相談所(☎011-221-3273)、全国しんきん相談所(☎03-3517-5825)をはじめとする受付機関がございます。詳しくは、営業第一本部にご相談下さい。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫または上記しんきん相談所にお申し出があれば、札幌弁護士会(☎011-251-7730)、東京弁護士会(☎03-3581-0031)、第一東京弁護士会(☎03-3595-8588)、第二東京弁護士会(☎03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下、「東京三弁護士会」という)の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、札幌弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、札幌弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ上記東京三弁護士会、しんきん相談所または当金庫営業第一本部にお尋ね下さい。

利益相反管理の取組みについて

当金庫は、お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引について適切に管理し、お客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させる取組みの強化を図っております。

【利益相反管理方針の概要】

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。

2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。

(1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引

② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引

③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引

(2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。

① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法

② 対象取引またはお客さまとの取引の条件又は方法を変更する方法

③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法

④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。

5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

リスク管理態勢

金融の自由化・金融技術の革新、またお客さまニーズの高度化などから、金融機関の抱えるリスクはますます多様化するとともに複雑化してきております。

こうした環境のなかで、当金庫が今後とも地域金融機関として社会的責任と公共的な使命を遂行していくためには、経営の健全性を維持・向上させるとともに、リスクに見合った適正な収益を確保することが重要と考えております。

当金庫は、金融環境の変化に対応できるリスク管理態勢の整備・強化を最重要課題と位置付けて取り組んでおります。

● リスクの種類と管理態勢

信用リスク	信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、企業や個人への貸出金及び利息が回収不能になるリスクのことです。 当金庫は、貸出審査部門と業務推進部門を分離し、営業推進に影響されない審査体制としております。また、資産査定部門が自己査定を厳格に実施し、資産の健全性維持に努めております。
市場リスク	市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場リスク要素の変動により、保有する資産（オフ・バランス資産を含む）の価格が変動した場合に損失を被るリスクのことです。 当金庫は、ALM委員会を設置し、経済情勢、金利・為替動向などに基づいて、運用・調達の方針を策定し、金利・株価変動・為替・信用リスクの管理を行っております。
	金利リスク 市場金利の変動によって保有資産の価値が減少した場合に損失を被るリスクのことです。
	株価変動リスク 市場価格の変動によって保有株式等の価値が減少した場合に損失を被るリスクのことです。
	為替リスク 外貨建資産・負債について、為替の価格が当初予定されていた価格と相違した場合に損失を被るリスクのことです。
流動性リスク	信用リスク 有価証券の発行体の格付が低下するなどの信用状態が悪化した場合に損失を被るリスクのことです。
オペレーショナル リスク	流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされる、あるいは市場において通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされること等により損失を被るリスクのことです。 当金庫は、市場流動性の状況をALM委員会等で適切に把握し対応するとともに、資金調達及び運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰りに努めております。
	オペレーショナル・リスクとは、業務遂行上の過程において、内部プロセス、役職員の活動、システムが不適切もしくは機能しないこと、または外発的な事象により、損失を被るリスクのことです。
	事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことです。 当金庫は、監査部門が各営業店に対し監査を実施する一方、各営業店には店内検査の月例実施を義務付けているほか、内部規程の整備や研修、専任担当者による臨店事務指導を通じ事務のレベルアップ、リスクに対する意識の向上を図り、事故防止のために万全の態勢をとっております。
	システムリスクとは、コンピュータ・システムのダウンまたは誤作動等のシステム不備等により、あるいはコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクのことです。 当金庫は、一般社団法人しんきん共同センターに加盟し、オンラインシステムの運用を委託しております。同センターは、コンピュータ・口座元帳のファイル・通信回線などの二重化及び神奈川県厚木市へのバックアップセンターの設置等、災害発生等のオンラインシステム確保にも万全を期しております。
	法務リスクとは、お客さまに対する過失による義務違反や不適切な取引慣行から損失・損害等を被るリスクのことです。 当金庫は、法令・諸規程を遵守した業務運営を行うとともに、各種契約や広告等のリーガルチェックの実施、顧問弁護士との連携等よりリスクの極小化に努めております。
	人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別行為（セクシュアルハラスメント等）から生じる損失・損害等を被るリスクのことです。 当金庫は、通報窓口を設置し、不公平や差別的行為が発生しないよう管理態勢の強化に努めております。
	有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等を被るリスクのことです。 当金庫は、職員一人一人が普段から金庫の有形資産の維持・保守に取り組み、また業務継続基本計画に基づき、災害時等の対策を講じることでリスクの極小化に努めております。
風評リスク	風評リスクとは、悪い評判や風説等が世間に広がることにより、金融機関の信用が著しく低下し、金融機関が損失を被るリスクのことです。 当金庫は、「風評リスク管理規程」を制定し、役職員が対応できる内部態勢を整備するとともに、お客さまからの苦情をチェックするなど、十分な管理態勢を確保しております。

● 非常時の業務継続態勢について

当金庫では、非常時の業務継続態勢を網羅した「業務継続計画」を策定し、自然災害、感染症の蔓延、システム障害、人為的災害等の危険事態発生時であっても、必要最低限の金融サービスを継続できるよう備えております。

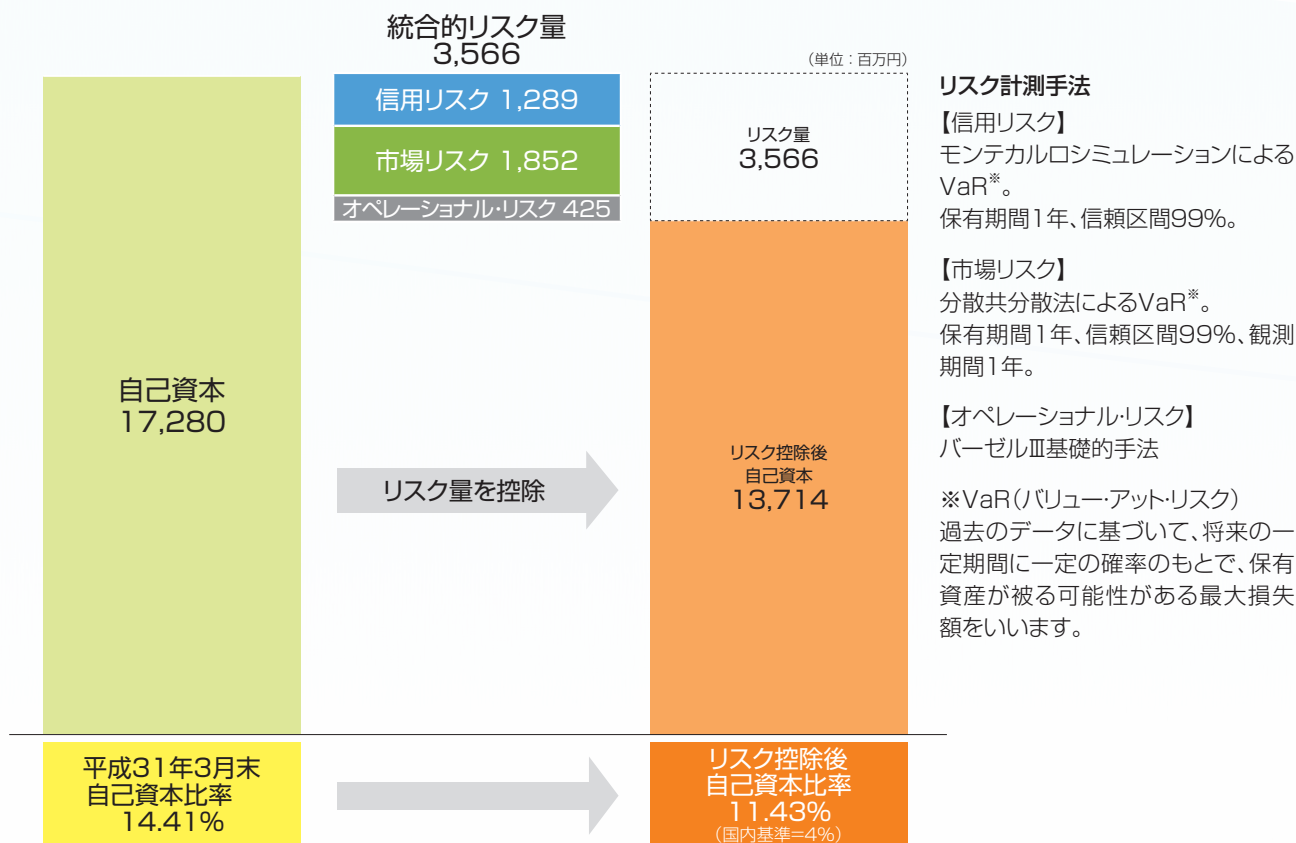
また、業務継続計画における初動対応を強化するため、全役職員の安否確認を補完する手段として「安否確認システム」を導入しているほか、本店、砂川支店、滝川北支店の3店舗に自家発電機を設置するなど、業務継続に向けた態勢の充実に努めています。

● 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、収益性を向上させ、かつ経営の健全性を維持していくために、個々のリスクを別々に管理するだけでなく、これらのリスクを一元的に把握し、全体として許容できる範囲内にコントロールしていくリスク管理手法です。

当金庫は、リスクを可能な限り統合的に管理するために「統合的リスク管理規程」を制定し、各種のリスクのうち、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクについて数量的に把握・統合し、経営体力に見合ったリスクコントロールを行うことにより、健全性を確保する統合的リスク管理態勢の構築に取り組んでいます。

統合的リスク量とリスク控除後の自己資本比率（平成31年3月末）



平成31年3月末の自己資本比率は14.41%です。仮に、統合的リスク量3,566百万円が全て顕在化したと仮定した場合の自己資本比率は11.43%となりますが、この場合でも国内基準(4%)を大きく上回っており、健全性は十分確保されています。

● 内部統制基本方針

当金庫は、金庫業務の健全性・適切性を確保するため、信用金庫法第36条第5項第5号および同法施行規則第23条の規定に基づき、以下の「内部統制基本方針」を定め、組織全体に周知させております。

1. 当金庫の理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 前項の職員の当金庫の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実効性確保に関する事項
7. 当金庫および子会社の役職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. 当金庫の監事へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
11. 当金庫及びその子会社における業務の適正を確保するための体制

総代会制度

総代会は会員一人ひとりの意見を適正に反映するために開かれた制度です。

1 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員お一人おひとりのご意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、お一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫は多数の会員により成り立っていることから総会を開催して、直接会員のご意見をお聞きすることは事実上困難です。そこで、会員のご意見を適正に反映し、充実した審議を行うため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に会員お一人おひとりのご意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

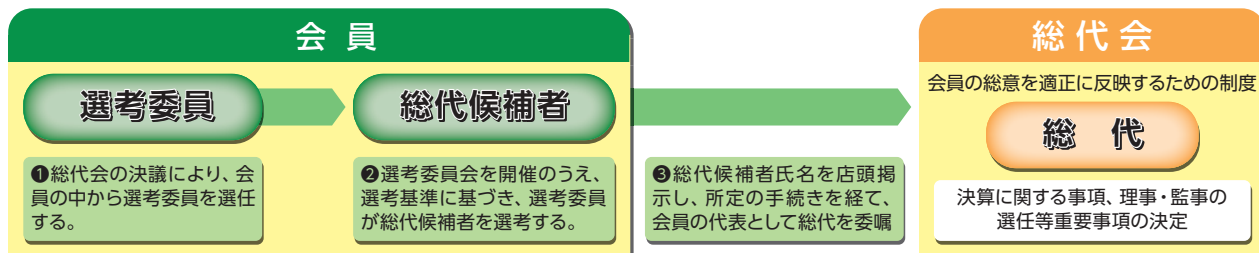
また、当金庫では総代会に限定することなく、お客さま満足度アンケート調査や地区総代懇談会を実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆さまとのコミュニケーションを大切に、様々なご意見を参考にして経営改善に取り組みしております。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

〈地区総代懇談会の開催〉

地区総代懇談会は、年2回5カ所にて開催し、理事長以下役員が出席して総代の皆さまに業務及び財務内容のご報告をするともに意見交換を行っています。

2 総代とその選任方法



(1) 総代の任期・定数

- ・ 総代の任期は3年です。
- ・ 総代の定数は100人で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。なお、令和元年6月30日現在の総代数は99人で、会員数は14,285名です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

(3) 総代の定年制

総代会のさらなる活性化並びに総代選任手続きの一層の明確化を図るため、総代の定年制を導入しております。

総代の定年は78歳です。但し、任期の途中で年齢が満78歳に達した場合は、その任期の満了までとなっております。

〈総代候補者選考基準〉

資格要件

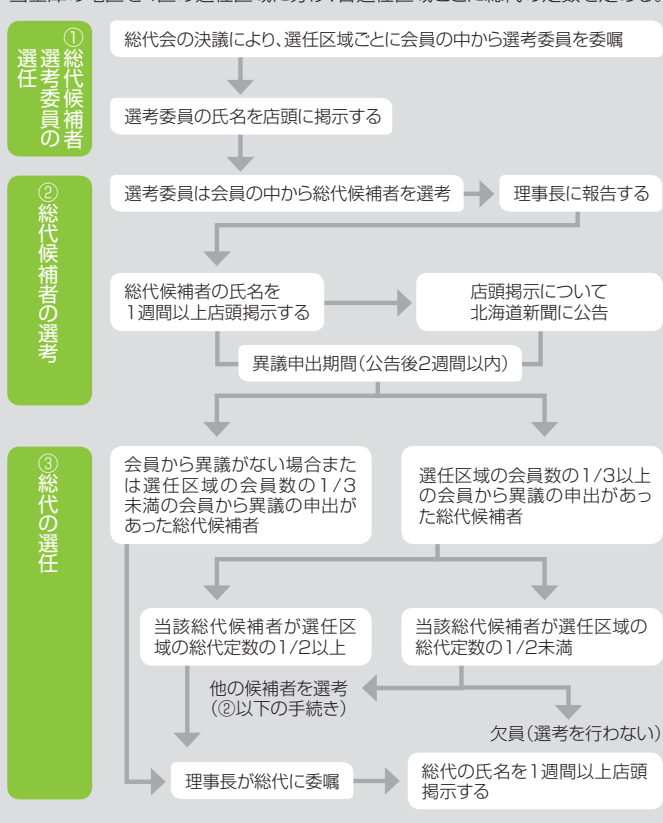
- ・ 当金庫の会員であること。
- ・ 就任時の年齢が満78歳未満であること。

適格要件

- ・ 良識を持って、正しい判断をできる方
- ・ 信用金庫を理解している方
- ・ 当金庫の業務に協力的な方
- ・ 新しい時代にふさわしい建設的な意見を表明できる方

〈総代が選任されるまでの手続きについて〉

当金庫の地区を4区の選任区域に分け、各選任区域ごとに総代の定数を定める。



3 第71期通常総代会の決議事項

第71期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

報告事項

第71期(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)
業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 総代候補者選考委員23名選任の件
- 第4号議案 会員除名の件



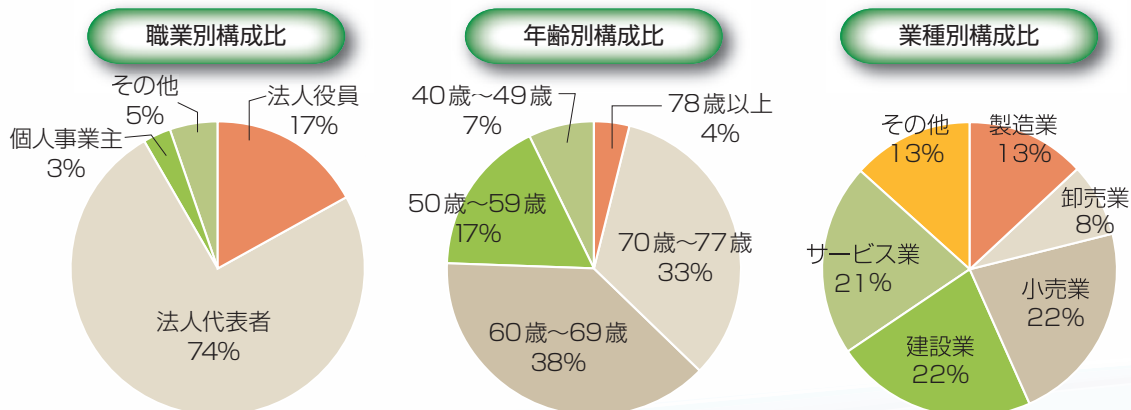
第71期通常総代会
令和元年6月17日 ホテル三浦華園

4 総代の氏名等

(令和元年6月30日現在 50音順 敬称略)

選任 区域	会員数	定数 (現総代数)	氏 名											
1区	9,077	63 (62)	青木 伸①	朝倉 正人④	朝比奈茂夫⑥	石川 八郎⑩	和泉 義雄③	猪股 旬雄②						
			入口 博美③	上田 定夫②	内潟 裕一③	戎谷 侑男③	大岡 裕幸③	大畑 揮義①						
			加賀井清二郎①	柿本 純④	門脇 栄⑤	金田 敏雄⑥	川口 義弘⑧	河戸三千之④						
			神部 俊克②	岸本 教範⑦	九谷田 旭⑥	工藤 謙三②	工藤 祐三②	黒坂 順一①						
			児玉 哲①	斎藤恵美子⑤	佐々木弘彦①	佐藤 章③	佐藤 佳朗②	嶋田 久夫⑦						
			高橋 賢司①	高橋 弘①	田中 忠行③	田中 豊④	谷口 正樹①	田端 千裕③						
			玉木 幸男②	田丸 正則④	富山 政紀①	外山美喜雄③	中垣地香子③	中原 景英③						
			梨木 春夫①	芳賀美津男②	花田 功①	藤井 正義①	古川 浩二③	細田 光人④						
			前野 史賀②	牧野 利春④	松尾 建二⑦	松原 章⑨	三品 優次⑤	明円 直志⑧						
			向井 由延②	村木 靖雄②	森 賢一①	安丸 定則③	吉田 義一③	米倉 慎一⑧						
			若井 諭②	鷲尾 昌法③										
			2区	2,181	15 (15)	青柳 隆司⑥	浅野 剛⑧	石川 正人⑥	瓜 俊雄⑪	櫻井 雅聖⑦	柴田 文成③			
島 不二彦⑤	砂子 邦弘⑦	造田 孝志②				南原 考之①	本田日出雄③	増井 宗雄④						
山田 巖②	山田 賢司⑥	吉田 榮次⑦												
3区	1,995	15 (15)	稲津 寿一③	植村 正志⑩	桐原 祥浩④	栗原 順道⑦	坂井 大樹②	高江智和理②						
			高砂 裕司⑤	高橋 新作③	瀧澤 量久⑥	藤原 税④	松尾 和俊①	武藤 哲雄⑦						
			矢田 富明⑥	柳川 博司④	矢野 克之⑥									
4区	1,032	7 (7)	伊藤 克嘉①	遠藤 ユリ②	三枝 勉⑨	笹木 正文③	静川 広巳⑤	松葉 孝文⑨						
合計	14,285	100(99)												

(注) 丸数字は総代の就任回数



※総代が所属する法人の業種に基づき分類しております。

平成 30 年度トピックス

4月	●入庫式 ●浜益支店・昼休み導入		9月	●ビジネスマッチングin滝川の開催 ●新本店ビル 竣工式・内覧会・竣工記念祝賀会の開催 ●滝川市・（公財）そらぶちキッズキャンプへ寄贈	
5月	●全店で花いっぱい運動を実施	 	10月	●総合口座通帳・普通預金通帳のデザインをリニューアル ●二の坂支店・昼休み導入 ●新本店ビルオープン記念イベント（若者マルシェ、ロビーコンサート他）の開催	 
6月	●献血運動に参加 ●第70期通常総代会 ●農業者セミナーの開催		11月	●ほくもん元気会合同講演会の開催 ●職員向け講話会・コンプライアンス勉強会を実施 ●北門信用金庫まちづくり基金助成金贈呈式を開催	
8月	●標準傷害保険の取扱開始		1月	●広報誌「お元気ですか？北門です。」を発行	
			2月	●創業記念日（各店でロビー展を開催するとともに、地域行事に参加） ●第17回たきかわ紙袋ランタンフェスティバルに参加	

平成 30 年 10 月 9 日（火） 移転オープンしました！

新本店は「滝川市栄町3-3地区再開発事業」として、中心市街地のシンボルであった名店ビルと高林デパートの跡地に建設したもので、鉄骨造5階建て、延べ面積は約3,800㎡。

店舗の設計に当たっては、「市民の集いの場」を意識し、「新しい栄町3-3地区に人の流れや交流を生んで、中心市街地の賑わいを取り戻そう」という開発目的に寄与していきたいとの思いで建設を取り進めました。

1階には市民ギャラリーを併設し、外回りについても気軽に立ち寄れるスペースやバス停までのカバードウォーク、ベンチを設置しております。お客さまにとっても、職員にとっても、居心地のよい空間であるように内外装にも配慮しました。

今後とも職員一同、地域への感謝の気持ち、お客さまへの感謝の気持ちを持って、地域の皆さまのお役に立てる金融機関を目指してまいりますので、引き続きのご愛顧をよろしくお願い申し上げます。



オープニングセレモニーでは地域有志の方々にご出席いただき、盛大にテープカットを行いました。



本店1階ロビー

ご利用なさいませんか？ ギャラリー「ふれあい」

地域の芸術文化の発展を願い、地域の皆さまに広く開放する作品展示の場としてギャラリー「ふれあい」を開設いたしました。

絵画・書道・写真・華道・陶芸・彫刻・手芸等の創作活動に励む方々や文化サークルなどの作品発表にご活用ください。

- 会場使用料は無料です。
- 開館時間は午前10時から午後5時までの時間帯です。
- 展示スペース、貸出設備等の詳細はご相談ください。



受付

本店1階「ローンプラザまねき猫」
0120-954-611

北門信用金庫と地域社会

当金庫は、地元の中小企業者や住民の皆さまが会員となって互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

当金庫は、地元のお客さまからお預かりした大切な資金（預金積金）を、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄をお手伝いするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的な発展に努めております。

お客さま・会員の皆さま

預金積金
2,607億円

お客さまからお預かりした大切な預金は、皆さまから信頼をいただいている証であります。お客さまの資産形成や大切な財産の運用を安全確実にご利用いただけるように努めております。

また、お客さまのニーズにお応えするために目的や期間に応じて選択いただけるよう各種の預金商品を取りそろえております。

貸出金
1,101億円

お客さまからお預かりした大切な預金は、地元で事業を営む事業者や個人のお客さま等にご融資し、事業や生活の繁栄に役立てられています。

貸出金以外
の運用
1,613億円

お客さまからお預かりした預金積金は、貸出金の他に一部を有価証券や預け金により運用しております。

有価証券は、格付の高い公社債等で運用し、預け金は信金中央金庫の定期預金を中心にリスクに配慮した安全運用に努めております。

出資金

出資金 466 百万円
会員数 14,288 名

〈文化的・社会的貢献活動〉

当金庫では、金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

詳しくは、16～17ページをご覧ください。

〈お取引先への支援等〉

当金庫の中小企業診断士が中心となってお取引先のコンサルティングを通じた経営支援活動を行っております。また、地域経済情報の提供やお客さま同士の交流会・講演会等も実施しております。

詳しくは、18～19ページをご覧ください。

支援 サービス

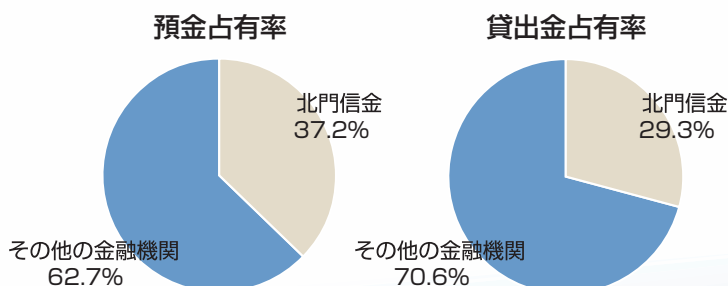


北門信用金庫

常勤役職員：243人
(出向受入・パート等45人含む)
店舗数 25店舗

経常利益 369百万円
当期純利益 282百万円

● 中空知地域の占有率



● 当金庫が指定金融機関となっている市町

- 滝川市
- 歌志内市
- 奈井江町
- 浦臼町
- 上砂川町
- 新十津川町

の2市4町

※各計数は平成31年3月31日現在

文化的・社会的貢献活動

当金庫では、安心と真の豊かさを享受できる地域社会づくりを目指して、地域貢献活動に積極的に取り組んでおります。

社会貢献事業

そらぷちキッズキャンプへ寄贈

平成30年5月18日

平成29年度に発売した「そらぷちキッズキャンプ応援定期預金パートⅦ」の販売実績等に基づき、公益財団法人そらぷちキッズキャンプへ200万円を寄贈いたしました。

平成30年9月29日

北門信用金庫まちづくり基金創立30周年事業として、公益財団法人そらぷちキッズキャンプへ500万円を寄贈いたしました。



滝川市へ寄贈

平成30年9月29日

「滝川市栄町3-3地区再開発事業」の完了を祝し、中心市街地活性化をはじめとする滝川市の街づくりの為に資金として、滝川市へ1千万円を寄贈いたしました。



献血運動に参加

平成30年6月15日

「信用金庫の日」の記念行事として献血運動に参加いたしました。



(一財)北門信用金庫まちづくり基金 助成金贈呈

平成30年11月22日・27日

平成30年度(第31回)一般財団法人北門信用金庫まちづくり基金の助成金贈呈式において、25団体、総額500万円を各団体の代表者様へ贈呈いたしました。

当基金は、平成30年度までに延べ430団体に対して、総額8,570万円を助成しております。



福祉・環境活動

「そらぷちキッズキャンプ応援定期預金」の販売

そらぷちキッズキャンプとは？

日本には小児がんや心臓病等の難病と闘う子どもたちが、約20万人いると言われております。そんな子どもたちが自分の病気や治療のことを気にせず遊べる医療ケア付キャンプ場を北海道滝川市丸加高原で建設・運営しています。

そらぷちキッズキャンプ応援定期預金

当金庫は、病気と闘う子どもたちとご家族を応援するため、平成23年度から「そらぷちキッズキャンプ応援定期預金」を販売し、定期預金の受入額に応じて、当金庫から「そらぷちキッズキャンプ」へ寄付を行っています。

※定期預金商品の詳細は20ページをご覧ください。

環境問題・節電への取り組み

当金庫は、社会的課題である環境問題に寄与するため、具体的な実践項目を定めた「北門しんきんエコ宣言」を掲げ活動しております。

●地球温暖化対策の数値目標を設定

2020年までの数値目標(当金庫全体)

電力使用量を10.5%、灯油・重油使用量を15%、ガソリン使用量を5%削減(2009年度比)

●LED照明の使用による環境への配慮

本部及び一部の店舗では、照明器具をすべてLEDとし、電力使用量とCO₂の削減により、地球環境へ配慮した店舗としております。



未使用機器・室内の節電

- ✓ 未使用機器の電源をオフにします。
- ✓ 照明を閉じきします。
- ✓ 不在・不要室内の消灯を徹底します。
- ✓ 5分以上離席する際は、パソコンの電源をオフにします。(本部のみ)

エコドライブの実践

- ✓ アイドリングストップ(停車中のエンジンオフ)を実践します。
- ✓ ふんわりアクセル、早めのアクセルオフ、加減速の少ない運転を実践します。
- ✓ 近隣へは自転車・徒歩での訪問を心がけます。

定時一斉退庫日の実践

- ✓ 毎週水曜日を「定時一斉退庫日」とし、消灯時間を早めます。

冷暖房の使用管理

- ✓ クールビズを実施します。
- ✓ 冷暖房の温度は夏場28℃、冬場20℃を目安に室温を調整します。

その他

- ✓ エコキャップ回収活動を実施します。
- ✓ 地域のエコ活動(植樹・清掃活動等)に参加します。

北門しんきんエコ宣言

● ボランティア活動(北門信用金庫クリーングリーンクラブ)

平成17年度にボランティアクラブ「クリーングリーンクラブ」を発足させ、平成30年度は次の活動に参加しました。

- 第15回石狩川クリーンアップ作戦
- そらぶちキッズキャンプ主催そらぶちウォークの応援・協力ボランティア
- 第17回たきかわ紙袋ランターンフェスティバルの運営ボランティア



石狩川クリーンアップ作戦



そらぶちウォーク



たきかわランターンフェスティバル



● 地域行事への参加

“ふれあいを大切に”をキャッチフレーズに地域のさまざまなイベントに参加し、地元の方、商店街の皆さまとふれあい、活力ある街づくりのお手伝いをさせていただいております。



いわみざわ
彩花まつり
H30.7.13



たきかわ
冬まつり
H31.2.16



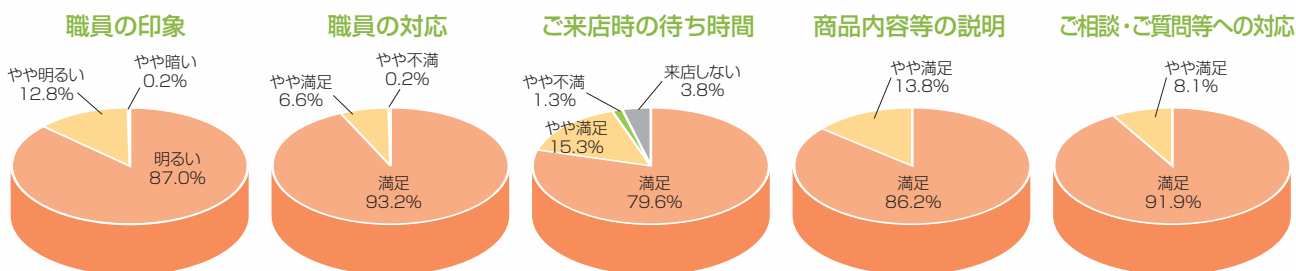
● お客さま満足度アンケート調査結果

「お客さま満足度アンケート調査」を実施し、多数の貴重なご意見・ご要望を頂戴いたしました。当金庫は、寄せられたお客さまの声を真摯に受けとめ、今後ともCS(顧客満足)向上に努めていく所存です。

実施期間：平成31年2月

調査方法：来店時及び渉外訪問時にアンケート用紙配付

回 答 数：762名



※無回答除く

● 主なお客さまの声

ご支援の声

- 窓口の方は、いつもにこやかで親切に対応して頂いています。これからもよろしくお願いします。(本店他20店舗52件)
- 店内は明るく清潔でとてもよく、また駐車場も広いので利用しやすいです。(滝川北支店)
- 他の金融機関へよく行きますが、こちらが一番印象です。来るのが楽しみの一つです。(手稲前田支店)

ご意見・ご要望

- 農協は振込みをする時、名前と金額を書くだけでよかったので、そうしてほしい。(奈井江支店)
- 使用済みの通帳のシュレッダーが店内に用意されていたら便利です。(芦別支店)
- 12時～13時、この時間を利用したいです。仕事をしていると昼休みを利用したいので。(浜益支店)

当金庫の対応について

- ご意見ありがとうございます。
現在システムの違いもありご要望にお応えすることはできませんが、今後の参考にさせていただきます。
- ご意見ありがとうございます。
ロビーへのシュレッダー設置は予定しておりません。
ご不便をお掛けしますが、ご了承願います。
- ご意見ありがとうございます。
昼休みの時間でもご用件を承りますので、お気軽にお申出くださるようお願いいたします。

中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組み状況

● 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、地域経済を担う中小企業に対し、必要資金の供給にとどまらず、コンサルティング機能を発揮して、各企業のライフサイクルに応じてお取引先企業が抱える経営課題の解決を積極的に支援してまいります。

また、当金庫の支援によってお取引先企業の経営改善・事業拡大が図られることにより、地域経済の発展、ひいては北門信用金庫の成長に繋がる循環型スキームの構築を目指してまいります。

● 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

中小企業支援のための専門部署の設置

営業第二本部に「企業支援室」を設置し、当金庫の中小企業診断士を中心に営業店と連携してお取引先企業のライフサイクルに応じた経営改善コンサルティングを行っております。

外部機関との連携

経営改善支援にあたっては、北海道中小企業支援ネットワーク等の外部機関と連携し、必要に応じて各課題に精通した専門家の派遣を通じ、お取引先企業が抱える経営課題への支援体制を強化しています。

また、事業再生支援については北海道中小企業再生支援協議会や北海道信用保証協会等と連携し、他金融機関との調整を行いながら、抜本的な経営改善に向けての支援を行っております。

経営革新等支援機関の認定

経営革新等支援機関認定制度とは、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う個人、法人、中小企業支援機関等を「経営革新等支援機関」として認定し、多様化する中小企業の経営課題・事業内容への支援体制を整え、より専門的な支援を行うことを目的に創設された制度です。

当金庫は、平成24年11月に「経営革新等支援機関」として認定されました。

● 中小企業の経営支援に関する取組み状況

経営改善支援活動

平成30年度は「企業支援室」において、再生支援先として17社を選定し、経営改善コンサルティングを実施いたしました。経営改善支援の取組み実績については、19ページをご覧ください。外部機関による専門家派遣の活用は9先となっております。

ビジネスマッチング支援

お取引先企業の商談・販路拡大支援として、商談会・ビジネスマッチング等への出展支援を行っております。

平成30年度は北海道中小企業総合センターと連携して「食のビジネスマッチング2018in滝川」を開催し、当金庫のお取引先4社が商談会に参加されました。

顧客ネットワーク組織「ほくもん元気会」の運営

各営業店のお取引先を会員とする「ほくもん元気会」を組織し、異業種交流会、勉強会、講演会などの活動を通じて、会員企業の発展のお手伝いをしております。

平成30年度は、各総会及び交流会の他、合同事業として下記の講演会を開催いたしました。

【ほくもん元気会合同講演会】

演題：「日本の笑い、アジアの笑い」

講師：三遊亭 竜楽氏（落語家）

地域経済情報誌「中空知管内景況レポート」のご提供

四半期ごとに中空知管内企業のご協力により景気動向を調査し、「中空知管内景況レポート」として公表しております。



ビジネスマッチングin滝川



ほくもん元気会合同講演会

● 地域の活性化に関する取組み状況

地域活性化事業に参画

滝川市の地域活性化事業（「滝川市産業活性化協議会」・「中心市街地活性化事業」）に参画しております。

地域情報紙「きたる(kitaru)新聞」の発刊

地域活性化、地方創生に寄与するための取組みとして、空知・留萌管内のお祭りやイベントを紹介し、各地域の人達の交流等が図られることで地域活性化のお手伝いが出来ればとの趣旨から当金庫・北空知信金・留萌信金の三金庫合同で情報紙の発行をしております。



中空知管内景況レポート



きたる(kitaru)新聞

●地域密着型金融の取組み

経営改善支援の取組み実績【平成30年4月～31年3月】

(単位：先)

	期初 債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先数 α	α のうち期末に債 務者区分がランク アップした先数 β	α のうち期末に 債務者区分が変 化しなかった先数 γ	α のうち 再生計画を 策定している先数 δ	経営改善支 援取組み率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α
正常先 ①	1,593	0		0	0	0.0%		—
要 注 意 先								
うちその他要注意先 ②	486	10	0	8	10	2.05%	0.0%	100.0%
うち要管理先 ③	7	1	0	1	1	14.28%	0.0%	100.0%
破綻懸念先 ④	53	5	1	4	5	9.43%	20.0%	100.0%
実質破綻先 ⑤	31	1	0	1	1	3.22%	0.0%	100.0%
破綻先 ⑥	9	0	0	0	0	0.0%	—	—
小計(②～⑥の計)	586	17	1	14	17	2.90%	5.88%	100.0%
合 計	2,179	17	1	14	17	0.78%	5.88%	100.0%

創業・新事業支援融資の取組み実績

平成30年度 33件 1,593百万円

不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資への取組み実績

平成30年度 109件 1,124百万円

●「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

	平成30年度
新規に無保証で融資した件数	82件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	3.26%
保証契約を解除した件数	21件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

●金融円滑化に関する取組み

金融円滑化に関する取組み方針

当金庫は、地域経済の発展に寄与するため、地域の中小企業者及び個人のお客様に対して必要な資金を安定的に供給していくこと、並びに経営相談・経営指導に関するきめ細かな支援に取組むことが、最も重要な社会的使命と認識しております。

したがって、当金庫は、適切なリスク管理の下で金融仲介機能を発揮するため、「地域金融円滑化のための基本方針」を策定し、お客様からの貸付条件変更等のお申し出に対してはこれまでと同様に親切かつ丁寧な対応を心掛け、貸出先の抱えている課題解決のお役に立てるよう地域金融の円滑化に努めてまいります。

貸付条件の変更等の対応状況 (平成21年12月4日～平成31年3月31日まで)

【中小企業者向け】

(単位：件、百万円)

	債権の数	債権額
貸付けの条件変更等のお 申込みを受けた貸付債権	3,835	38,335
うち実行	3,642	36,794
うち謝絶	23	235
うち審査中	15	79
うち取下げ	155	1,226

【住宅資金借入者向け】

(単位：件、百万円)

	債権の数	債権額
貸付けの条件変更等のお 申込みを受けた貸付債権	94	966
うち実行	75	798
うち謝絶	1	4
うち審査中	—	—
うち取下げ	18	163

※上記は、累計であり同一債権の数に亘る変更等が含まれています。

貸付条件の変更等に関するご相談窓口

金融円滑化相談室 フリーダイヤル **0120-918-414** 平日 9:00～17:00

※各営業店でも受付しております。ご相談の内容は、お客様のご利用店において迅速に対応させていただきます。

商品・サービスのご案内 (令和元年 7 月 1 日現在)

●主な預金商品

種 類	特色・内容	預入期間	預入金額
当座預金	手形・小切手の決済口座としてご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	給与、年金受取、公共料金や税金・クレジットの自動支払い等にご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金	お利息はつきませんが、預金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上
大口定期預金	預入時の店頭表示金利を満期まで適用する固定タイプの定期預金です。	1カ月～5年	1,000万円以上
スーパー定期預金	預入時の店頭表示金利を満期まで適用する固定タイプの定期預金です。	1カ月～5年	100円以上
変動金利定期預金	市場実勢に応じて6カ月毎に金利が見直される変動タイプの定期預金です。	3年	100円以上
期日指定定期預金	1年複利の定期預金で、預入日の1年後から自由に満期日をご指定いただけます。	1年以上3年以内	100円以上
定期積金	毎月一定額を積立て、計画的に貯蓄する商品です。	6カ月以上5年以内	100円以上

そらぷちキッズキャンプ 応援定期預金パートⅡ

募集額の0.04%相当額200万円を当金庫からそらぷちキッズキャンプへ寄付いたします。

今年度も
預入時の1年もの
店頭表示の
変動金利を満期まで適用する

年
0.02%

※上乗せさせていただきます。

■ 金 額 50万円
■ 募集期間 2019年4月1日(月)～
2020年3月31日(日)まで
■ 対象となるお客様 個人のお客様
■ お 預 入 金 額 1人あたり10万円～2,000万円以内
■ お 預 入 期 間 1年もの自動継続定期預金

※本定期預金を中途解約された場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用させていただきます。
※そらぷちキッズキャンプについては、16ページをご覧ください。

北門信用金庫

店頭表示金利に年0.02%上乗せ 預入金額 10万円～2,000万円
預金種類 1年もの自動継続定期預金 取扱期間 2020年3月31日まで
※本定期預金を中途解約された場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用させていただきます。
※そらぷちキッズキャンプについては、16ページをご覧ください。

ほくもん年金優遇定期預金 ふれあい

当金庫で公的年金をお受取の方を対象とした定期預金です。

店頭表示の金利に上乗せ
スーパー定期1年もの
100万円以上
+0.25%

店頭表示の金利に上乗せ
スーパー定期1年もの
100万円超1,000万円未満
+0.05%

対象者
当金庫で年金をお受け取りの方、
給付で年金が年金生活の方、
年金生活の方

預入金額
1人あたり1,000万円まで

適用金利
100万円以上 店頭表示の金利に上乗せ
100万円超1,000万円未満 店頭表示の金利に上乗せ
1,000万円以上 店頭表示の金利に上乗せ

詳しくは、店舗の商品部営業係までご確認ください。

北門信用金庫

① 預入金額 100万円以内 店頭表示金利に年0.25%上乗せ
② 預入金額 100万円超1,000万円以内 店頭表示金利に年0.05%上乗せ
預入期間 1年 取扱期間 2019年12月30日まで
※本定期預金を中途解約された場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用させていただきます。

当金庫の勧誘方針について

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に関しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図っております。

【金融商品販売に係る勧誘方針】

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品の説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

※各種商品には、ご利用にあたり諸条件がある場合がございます。商品の詳細については、営業店窓口にお問い合わせ下さい。
※金利は市場の動向により変更することがあります。

●主な融資商品〈事業者向け〉

種 類	特色・内容	融資限度額	融資期間
北門ビジネスローン	事業者の方への専用ローンです。運転・設備資金とともにご利用いただけます。	3,000万円以内	運転資金7年以内 設備資金10年以内
ほくもん無担保スピードローン	事業者の方への専用ローンです。必要資金に迅速に対応し、原則お申込の翌日に回答いたします。	500万円以内	5年以内
ほくもん農業経営ローン	農業者の方への専用ローンです。運転・設備資金とともにご利用いただけます。	500万円以内	5年以内
ほくもん農業者カードローン	農業者の方への専用カードローンです。運転・設備資金とともにご利用いただけます。	100万円以内	2年以内
北門アパートローン	賃貸共同住宅の新築・購入・増改築及び借換え資金等にご利用いただけます。	3億円以内	最長35年以内



●主な融資商品〈個人向け〉

種 類	特色・内容	融資限度額	融資期間
ほくもん住宅ローンジャンプ2019	住宅の新築・購入・増改築・借換え資金等にご利用いただけます。中空知地域限定の金利優遇サービスもございます。	8,000万円以内	35年以内
ほくもん無担保住宅ローン	住宅の新築・購入・増改築・借換え資金等にご利用いただけます。保証人・担保が不要の商品です。	1,500万円以内	20年以内
ほくもんリフォームローン	住宅の増改築・リフォーム・借換え資金等にご利用いただけます。保証人・担保が不要の商品です。	1,000万円以内	15年以内
ほくもんマイカーローン	自家用車等の購入・車検・修理・免許取得費用等にご利用いただけます。エコカー限定の低金利サービスもございます。	1,000万円以内	10年以内
ほくもんフリーローン「まねき猫」	お使い途は自由です。（事業性資金を除く） （株）オリエントコーポレーションの保証付で担保・保証人は原則不要です。	500万円以内	10年以内
カードローン しんきんNewきゃっする	お使い途は自由です。（事業性資金を除く） 保証人不要でパート・アルバイト・専業主婦の方もご利用いただけます。	500万円以内	3年以内
ほくもんカードローン	お使い途は自由です。（事業性資金を除く） 保証人不要でパート・アルバイト・専業主婦の方もご利用いただけます。	50万円以内	3年以内
ほくもん教育ローン	入学金・授業料等の教育費全般・借換え資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	16年以内
ほくもんシニアライフローン	満60歳以上完済時満80歳以下の方が対象です。 リフォーム・自家用車購入・旅行費用等、健康で文化的な生活の資金としてご利用いただけます。	100万円以内	10年以内
ほくもん子育て応援ローン	出産・子育て・小学校入学準備資金・借換え資金等にご利用いただけます。	100万円以内	10年以内
ほくもん福祉ローン	介護用機器購入・老人ホーム入居一時金・借換え資金等にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内



●「ほくもん職域サポート」のご案内

企業経営者の皆さま!

「ほくもん職域サポート」をご利用なさいませんか。

☆ほくもん職域サポートとは…

北門信用金庫と職域サポート契約を締結いただいた事業所へお勤めの皆さまへ、金利優遇サービスを提供する取組みです。

☆「ほくもん職域サポートローン」

○最高500万円!!お使いみち自由!!

○当金庫と「職域サポート」契約を結ばれている事業所の経営者・従業員の皆さま専用でご利用いただけるローンです。



商品・サービスのご案内 (令和元年 7 月 1 日現在)

● その他の業務

種 類	特色・内容
国債 窓口販売業務	【国 債】 2年・5年・10年(固定金利)の3種類をお取り扱いしております。 【個人向け国債】 3年・5年(固定金利)と10年(変動金利)の3種類をお取り扱いしております。 ※国の都合により新規発行が中止され、お取り扱い出来ない場合があります。
投資信託 窓口販売業務	お客さまの投資目的に合わせてお選びいただける13ファンドをご用意しております。 国内外の株式や債券に1万円から分散投資することができます。
保険 窓口販売業務	お客さまの幅広いニーズにお応えるため、個人年金保険、終身保険、がん保険、損害保険、学資保険等の各種商品をお取り扱いしております。
信託契約代理業務	相続に関する信託商品2種類をお取り扱いしております。 【しんぎん相続信託「こころのバトン」】 お客さまご自身の将来の生活資金としての定期的な受け取りや、ご家族にのこす金額および受取方法をあらかじめ指定できます。 【しんぎん暦年信託「こころのリボン」】 ご家族への生前贈与の手続きをサポートする商品です。

● 主なサービス

種 類	特色・内容
キャッシュサービス	北門しんぎんの本店ATMコーナーにおいて、キャッシュカード1枚でご預金のお出し・お振込み等がご利用いただけます。また、全国の信用金庫・ゆうちょ銀行及び提携金融機関のATMコーナーでもご利用いただけます。(提携金融機関のATMでは、一部取扱いのないサービスがあります。)
しんぎんゼロネットサービス	当金庫のキャッシュカードで、全国の信用金庫ATMをご利用の場合、ATM利用手数料が無料になります。(一部信用金庫除く。) 【無料時間帯】 平日8:45～18:00の入出金 土曜日9:00～14:00の出金
インターネットバンキングサービス	インターネットを利用してスピーディーにお取引できるサービスです。
WEB-FB (法人)	パソコンから総合振込・給与振込・口座振替・残高照会・入出金明細照会等がご利用いただけます。
WEBバンキング(個人)	パソコン・携帯電話からお振込み・残高照会・入出金明細照会等がご利用いただけます。
でんさいネットサービス	電子記録債権(でんさい)とは、手形・売掛債権の問題点を克服した新たな金銭債権です。電子化により手形発行等の事務負担が軽減され、手形に必要な金額に分割して譲渡や割引ができるといった特徴があります。「でんさいネットサービス」は、法人及び個人事業主のお客さまのパソコンから、北門信用金庫を経由してご利用いただけます。
ファームバンキングサービス	専用の電話回線を利用して、専用端末・パソコン(FBソフトが必要です。)から総合振込・給与振込・口座振替・残高照会・入出金明細照会等がご利用いただけます。
テレホンバンキングサービス	ご自宅の電話・携帯電話からお振込み・残高照会・入出金明細照会等がご利用いただけます。(キャッシュカードをお持ちの個人のお客さまが対象です。)
アンサーサービス	ご指定口座への振込、入金、預金残高情報を電話やFAXで自動的にご連絡いたします。
マルチペイメントネットワークサービス	右のマークがついた税金・公共料金等の払込書(納付書)の支払いを当金庫のインターネットバンキングサービスを利用してパソコンから行うサービスです。
Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス	右のマークがついた端末が設置された金融機関窓口において、当金庫キャッシュカードで口座振替契約を行うことができるサービスです。
ネット口座振替受付サービス	提携収納機関のインターネットサイトにおいて、口座振替契約を行うことができるサービスです。
携帯電子マネーチャージサービス	当金庫預金口座から携帯電話の「おさいふケータイ」に電子マネーをチャージ(入金)できるサービスです。(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル対象)
デビットカードサービス	当金庫のキャッシュカードで、J-Debit加盟店のご利用代金をお客さまの預金口座から即時決済いたします。(手数料はかかりません。)
自動振込サービス	家賃のお支払いや仕送りなど、毎月同日に一定金額をお客さまの預金口座から、自動的にご指定口座へお振込みいたします。
外貨両替サービス	米ドルの両替をいたします。(本店・札幌支店のみの取扱いです。)
貸金庫サービス	預金証書、株券、権利書、貴金属などの大切な財産を金庫室で安全に保管し、盗難・災害など不慮の事故からお守りします。
夜間金庫サービス	毎日の売上金などを、当金庫の営業時間終了後でも安心してお預入れいただけます。
キャッシュレス決済サービス	株式会社Origamiが提供するOrigami Payは「QRコード決済」方式で、アプリをスマートフォンに入れておけば、加盟店での支払の際にQRコードを読み取るだけで決済が完了するキャッシュレス決済サービスです。(パソコンやタブレットでも決済可能です。)

手数料のご案内 (令和元年 7 月 1 日現在)

為替業務に関する手数料

(1件あたり、消費税込み)

種 類		手数料			
		金 額	同一 店内	本支店 向け	他金融 機関 向け
振込手数料	窓口振込	3万円未満	216円	648円	
		3万円以上	432円	864円	
	窓口振込 ※視覚障がい者等の 方が対象	現金振込	3万円未満	108円	108円
		3万円以上	216円	324円	648円
	通帳・CDカード からの振替	3万円未満	無 料		324円
		3万円以上	無 料		486円
	ATM振込	カード振込	3万円未満	無 料	
		3万円以上	無 料		486円
	現金振込	3万円未満	108円	108円	432円
		3万円以上	216円	324円	648円
	FB振込・HB振込	3万円未満	無 料		432円
	テレホンバンク振込	3万円以上	無 料		648円
	インターネットバンク振込	3万円未満	無 料		432円
		3万円以上	無 料		540円
	定額自動送金(自動振込)	3万円未満	無 料		432円
		3万円以上	無 料		648円
給与振込		金額問わず	無 料		54円
送金手数料(送金小切手)			432円	648円	
代金取立 手数料	同一手形 交換所内	割引手形・担保手形	— 216円		
		割引手形・担保手形以外	無 料		
	上記以外(隔地)		—	432円	普通扱 648円 至急扱 864円
送金・振込の組戻手数料			648円		
取立手形組戻手数料・取立手形店頭呈示料・不渡手形返却料			各648円		
取立手形返却料			実 費(郵送料)		
立替払手数料(本支店が替のみ)			216円		

当金庫ATM利用手数料

(消費税込み)

ご利用時間帯		当金庫のカード		他信金の カード	他金融機関 のカード
		お引出し	お預入れ		
平 日	8:45~18:00	無 料	無 料	無 料	108円
	18:00~19:00	108円		108円	216円
土曜日	9:00~14:00	無 料		無 料	108円
	14:00~17:00	108円		108円	216円
日曜・祝日・振替休日	9:00~17:00	108円		108円	216円

※他金融機関のカードによるお預入れはできません。

融資業務に関する手数料

(消費税込み)

種 類		手数料		
		内訳・単位	金 額	
不動産担保事務 取扱手数料	新規設定	設定額2千万円以下	10,800円	
		設定額2千万円超5千万円以下	32,400円	
		設定額5千万円超	54,000円	
	追加設定 極度増額	極度変更のない場合(追加担保)	無 料	
極度増額の場合		増加額に対して新規設 定に準じる		
一部繰上返済手数料および 条件変更手数料		1件	5,400円	
全額繰上返済手数料	①事業資金、消費者ローン		5,400円	
	②住宅ローン	当初借入から 10年以内の場合	繰上返済額 1千万円以下 32,400円	
			繰上返済額 1千万円超	54,000円
			当初借入から10年超の場合	一律10,800円
	③アパートローン		繰上返済額 ×0.5%+消費税	
預り担保手数料		1件	10,800円	
融資証明書発行手数料		1通	5,400円	
債務保証書発行手数料		1通	2,160円	
フラット35取扱手数料			融資額の1.50%	
完成工事未収金 債権流動化手数料	コミット メントフィー	買取限度額 1千万円未満	限度額×1.5%+消費税	
		買取限度額 1千万円以上1億円以下	162,000円	
		買取限度額 1億円超	216,000円	
	事務取扱 手数料	期間短縮の場合 手数料×月数×1/12	下限10,800円	
		初回買取時	54,000円	
		2回目以降	108,000円	

※そのほかの手数料につきましては、ホームページをご覧ください。

その他手数料

(消費税込み)

種 類		手数料	
		内訳・単位	金 額
当座小切手(50枚綴)		1冊	1,296円
約束手形(25枚綴)		1冊	1,080円
為替手形(25枚綴)	用紙代	1冊	1,080円
マル専手形用紙		1枚	1,080円
金融機関借入用約束手形		1枚	216円
自己宛小切手		1枚	540円
マル専口座開設手数料	割賦販売通知書1枚につき		5,400円
各種残高証明書、投資信託振替口座 簿の写し、取引証明書発行手数料 ※住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書は無料	所定用紙	1通	540円
	所定用紙以外	1通	540円
	監査法人向け	1通	3,240円
各種残高証明書発行手数料	定例発行(郵送)	1通	622円
通帳・証書・証券再発行手数料 ※盗難等の場合は無料		1冊(枚)	1,080円
キャッシュカード新規発行手数料	法人(個人は無料)	1件	1,080円
カード再発行手数料 ※当金庫にカードを返却した場合は盗難等の場合は無料	キャッシュカード ローンカード	1件	1,080円
FB基本料	FB専用端末/パソコン	月額	5,400円
	多機能電話	月額	1,080円
インターネットバンク 基本料	WEB-FB(一般タイプ)	月額	3,240円
	WEB-FB(都度振込専用タイプ)	月額	1,080円
ハードウェアトークン再発行手数料		1個	1,080円
貸金庫手数料		年間	3,240円 ~22,680円
	※貸金庫の規格によって手数料が異なりますので、詳しくは貸金庫 設置店舗にお問い合わせ下さい。 【貸金庫設置店舗】 本店・砂川支店・新十津川支店・滝川北支店・厚別西支店・篠路支店 白石支店・新琴似支店・野幌支店・手稲前田支店・千歳支店・石狩支店		
貸金庫カード再発行手数料		1件	1,080円
夜間預金金庫利用手数料		月額	10,800円
窓口両替手数料	1~20枚	1回	無 料
	21~100枚	1回	108円 (100円)
	101~1,000枚	1回	216円 (200円)
	1,001~2,000枚	1回	324円 (300円)
	2,001枚以上	1回	1,000枚超216円加算
※()内は両替機利用時の手数料 ※両替機のご利用は1回、1,500枚まで ※窓口持参枚数または両替後枚数のいずれか多い枚数(紙幣+硬貨)に基づく ※両替機の場合は両替後の枚数(紙幣+硬貨)に基づく			
アンサー手数料		月額	1,080円
情報開示手数料	窓口	1通	324円
	郵送	1通	648円
デビットカード加盟店手数料	売上高1件につき		2.5% ※上限250円、下限50円
北海道収入証紙売捌手数料	買入れの都度		証紙額面合計の3%
地方税取次手数料 ※当金庫と収納代理契約を締結している地方自治体の税金・水道料金の取次ぎ は無料		1件	756円
信託業務取扱事務手数料		1件	信託金額×1%+消費税 ※上限54,000円
でんさいネット 利用手数料	月額基本料※		1,080円
	発生記録 分割譲渡記録	パソコン	自金庫宛 324円
			他金融機関宛 648円
	譲渡記録	パソコン	自金庫宛 162円
			他金融機関宛 324円
	変更記録	パソコン	324円
		書面	1,296円
	保証記録	パソコン	324円
	支払等記録	パソコン	324円
	特例開示	書面	2,700円
	残高証明書発行	都度発行方式	3,240円
		定例発行方式	1,080円
支払不能情報照会	パソコン		324円
	入金※		216円
※月額基本料および入金手数料は令和2年3月まで無料			

店舗一覧 / 店外 ATM コーナー / 営業地区

● 店舗一覧 (令和元年6月30日現在)



001 本店

滝川市栄町3丁目3番4号
〒073-8688 ☎0125-22-1111
ATM 平日 8:45~19:00
取扱時間 土・日・祝 9:00~17:00



002 江部乙支店

滝川市江部乙町東1丁目11番5号
〒079-0463 ☎0125-75-2111
ATM 平日 8:45~18:00
取扱時間 土・日・祝 9:00~17:00



003 上砂川支店

空知郡上砂川町字上砂川町19番地15
〒073-0200 ☎0125-62-2211
ATM 平日 8:45~18:00
取扱時間 土・日・祝 —



004 浦臼支店

樺戸郡浦臼町字浦臼内172番地223
〒061-0600 ☎0125-68-2011
ATM 平日 8:45~18:00
取扱時間 土・日・祝 —
※12:00~13:00は昼休み(窓口閉鎖)



005 砂川支店

砂川市西1条南1丁目1番14号
〒073-0141 ☎0125-54-3311
ATM 平日 8:45~18:00
取扱時間 土・日・祝 9:00~17:00



006 奈井江支店

空知郡奈井江町字奈井江町128番地
〒079-0313 ☎0125-65-2311
ATM 平日 8:45~18:00
取扱時間 土・日・祝 —



007 歌志内支店

歌志内市字本町91番地
〒073-0403 ☎0125-42-3111
ATM 平日 8:45~18:00
取扱時間 土・日・祝 —



009 芦別支店

芦別市北1条東1丁目6番地9
〒075-0011 ☎0124-23-1211
ATM 平日 8:45~18:00
取扱時間 土・日・祝 —



010 新十津川支店

樺戸郡新十津川町字中央18番地14
〒073-1103 ☎0125-76-2111
ATM 平日 8:45~18:00
取扱時間 土・日・祝 —



011 浜益支店

石狩市浜益区浜益2番地3
〒061-3101 ☎0133-79-3211
ATM 平日 9:00~17:00
取扱時間 土・日・祝 —
※12:00~13:00は昼休み(窓口閉鎖)



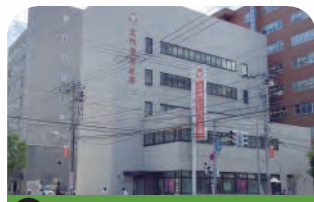
012 赤平支店

赤平市本町1丁目1番地4
〒079-1136 ☎0125-32-4111
ATM 平日 8:45~18:00
取扱時間 土・日・祝 —



013 滝川北支店

滝川市朝日町西2丁目1番31号
〒073-0018 ☎0125-23-1111
ATM 平日 8:45~18:00
取扱時間 土・日・祝 9:00~17:00



014 札幌支店

札幌市中央区南2条東2丁目9番地1
〒060-0052 ☎011-271-4211
ATM 平日 8:45~18:00
取扱時間 土・日・祝 —



015 岩見沢支店

岩見沢市5条西5丁目1番地
〒068-0025 ☎0126-23-2211
ATM 平日 8:45~18:00
取扱時間 土・日・祝 —



018 ふじの支店

札幌市南区藤野2条8丁目20番3号
〒061-2282 ☎011-591-5111
ATM 平日 8:45~18:00
取扱時間 土・日・祝 —



019 厚別西支店

札幌市厚別区厚別西3条1丁目5番19号
〒004-0063 ☎011-892-3111
ATM 平日 8:45~18:00
取扱時間 土・日・祝 9:00~17:00



020 篠路支店

札幌市北区篠路2条4丁目6番11号
〒002-8022 ☎011-771-1411
ATM 平日 8:45~18:00
取扱時間 土・日・祝 —



021 白石支店

札幌市白石区本通4丁目北1番1号
〒003-0027 ☎011-863-3711
ATM 平日 8:45~18:00
取扱時間 土・日・祝 —



022 新琴似支店

札幌市北区新琴似7条13丁目4番20号
〒001-0907 ☎011-764-7711
ATM 平日 8:45~18:00
取扱時間 土・日・祝 —



023 野幌支店

江別市野幌町79番地3
〒069-0813 ☎011-385-4111
ATM 平日 8:45~18:00
取扱時間 土・日・祝 —



024 手稲前田支店

札幌市手稲区前田5条11丁目5番1号
〒006-0815 ☎011-685-1111

ATM	平日	8:45~18:00
取扱時間	土・日・祝	—



025 二の坂支店

滝川市滝の川町東3丁目1147番地6
〒073-0004 ☎0125-24-2111

ATM	平日	8:45~17:00
取扱時間	土・日・祝	—

※12:00~13:00は昼休み(窓口閉鎖)



026 栄町支店

札幌市東区北43条東15丁目3番30号
〒007-0843 ☎011-753-8811

ATM	平日	8:45~18:00
取扱時間	土・日・祝	—



027 千歳支店

千歳市千代田町3丁目8番地
〒066-0062 ☎0123-26-3111

ATM	平日	8:45~18:00
取扱時間	土・日・祝	—



028 石狩支店

石狩市花畔2条1丁目3番地1
〒061-3282 ☎0133-64-3911

ATM	平日	8:45~18:00
取扱時間	土・日・祝	—

ローンのことならプラザへ! ほくもんローンプラザ「まねき猫」

営業時間/10:00~18:00【休業日】火曜・水曜・祝日

土曜日 日曜日 ローンのご相談承ります!

夕方や土・日も営業しておりますので、お仕事帰りやお休みの時にお気軽にお立ち寄り下さい。お電話での相談もお待ちしております。

※一部の消費者ローンについては、インターネットによる
仮申込受付を24時間対応しております。

北門信用金庫



本店1階



0120-954-611



● 店外ATMコーナー (令和元年6月30日現在)

店名	所在地	ATM取扱時間		
		平日	土曜日	日曜日・祝日・振替休日
滝川市役所	滝川市役所庁舎1階	9:00~17:00		
滝川市立病院	滝川市立病院1階外来ホール	9:00~17:00		
滝川駅前出張所	滝川市栄町2丁目7番17号	9:00~17:00		
新十津川町役場	新十津川町役場庁舎1階	9:00~17:00		
信金中央金庫ビル	信金中央金庫ビル1階	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
札幌駅パセオ	JR札幌駅北口パセオ内	10:00~21:00	10:00~19:00	10:00~19:00
地下鉄大通駅	地下鉄大通駅内	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
JRタワー札幌ステラプレイス	JRタワー札幌ステラプレイス地下1階	8:00~21:00	9:00~18:00	9:00~18:00

● 営業地区 (令和元年6月30日現在)

空知地域 滝川市・芦別市・赤平市

砂川市・歌志内市・深川市

岩見沢市・三笠市・美瑛市

上砂川町・奈井江町・南幌町

新十津川町・浦臼町・月形町・雨竜町

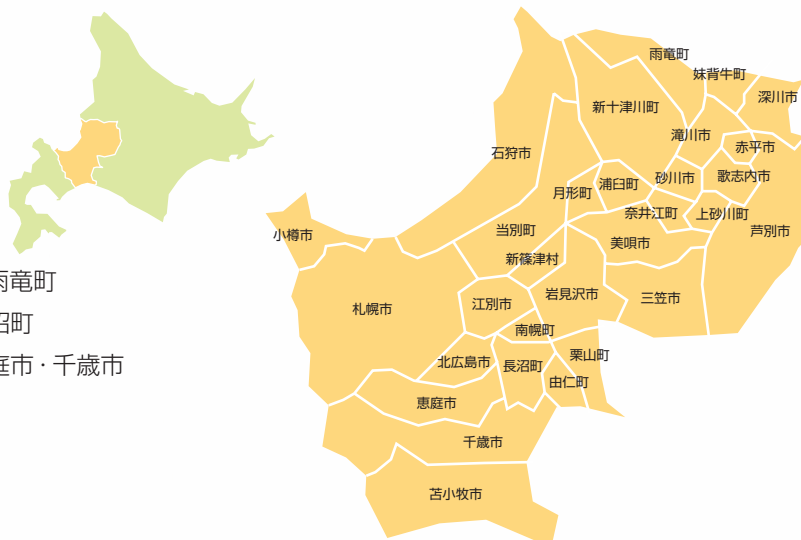
妹背牛町・栗山町・由仁町・長沼町

石狩地域 札幌市・江別市・北広島市・恵庭市・千歳市

石狩市・当別町・新篠津村

胆振地域 苫小牧市

後志地域 小樽市



北門信用金庫のあゆみ

昭和24年	2月	市街地信用組合として「滝川信用組合」創業	昭和58年	10月	初代会長 岡田外之就任
	2月	初代組合長 郷作太郎就任		11月	日本銀行国債代理店事務取扱開始
昭和25年	4月	中小企業等協同組合法による信用組合に改組	昭和59年	6月	新琴似支店開設
	7月	江部乙支店開設	昭和60年	9月	野幌支店開設
	9月	上砂川支店開設	昭和61年	4月	新十津川町指定金融機関となる
	9月	浦臼支店開設	昭和62年	8月	手稲前田支店開設
	10月	砂川支店開設		12月	預金量1,000億円達成
	10月	奈井江支店開設	平成元年	6月	苫小牧市に地区拡大
	10月	歌志内支店開設	平成2年	6月	二の坂支店開設
昭和26年	6月	信用金庫法施行		8月	ほくもんしんきんビジネスサービス(株)設立
	10月	信用金庫法にもとづき「中空知信用金庫」に改組	平成3年	2月	サンデーバンキング開始
	12月	芦別支店開設		4月	札幌支店内に「ほくもん美術さろん」開設
昭和28年	11月	新十津川支店開設		4月	札幌支店で両替商業事務取扱開始
昭和29年	2月	内国為替業務取扱開始		9月	栄町支店開設
昭和30年	5月	第2代理事長 木村靖就任		12月	千歳支店開設
昭和32年	2月	第3代理事長 田中暉三就任	平成5年	5月	小樽市に地区拡大
	7月	浜益支店開設		10月	第6代理事長 正木政雄就任
昭和33年	6月	赤平支店開設	平成6年	12月	奈井江支店店舗新築
	12月	滝川市指定金融機関となる	平成7年	6月	預金量1,500億円達成
昭和39年	4月	深川市、妹背牛町に地区拡大	平成11年	6月	創業50周年記念式典を挙行
	4月	奈井江町指定金融機関となる		8月	芦別支店店舗新築
	10月	新本店完成(旧本店)	平成12年	12月	石狩支店開設
昭和40年	7月	浦臼町指定金融機関となる	平成13年	3月	富良野信用金庫4店舗事業譲受け合意
	12月	岩見沢市、美瑛市に地区拡大		4月	保険窓販業務開始
	12月	滝川北支店開設		9月	富良野信用金庫4店舗(うち上芦別支店は存置)事業譲受け
昭和41年	4月	上砂川町指定金融機関となる		11月	新十津川支店店舗新築
昭和42年	1月	札幌市、江別市に地区拡大	平成15年	3月	個人向け国債取扱開始
昭和43年	11月	札幌支店開設		6月	第7代理事長 石田誠司就任
	12月	預金量100億円達成		11月	預金量2,000億円達成
昭和44年	3月	第4代理事長 岡田外之就任	平成16年7~10月		政府系4金融機関と業務連携・協力の覚書締結
昭和45年	12月	岩見沢支店開設		12月	インターネットバンキング取扱開始
昭和46年	4月	千歳市、恵庭市、広島町に地区拡大	平成17年	10月	投信窓販業務開始
昭和47年	12月	日本銀行札幌支店と当座預金取引開始	平成19年	4月	印鑑照合システムを導入
昭和48年	4月	歌志内市指定金融機関となる	平成20年	4月	第三分野保険販売業務開始
	11月	日本銀行歳入代理店事務取扱開始		6月	第8代理事長 業天敏夫就任
	12月	札幌東支店開設		6月	預金量2,500億円達成
昭和49年	5月	三笠市、栗沢町、南幌町、北村、月形町、当別町 新篠津村に地区拡大		10月	厚別西支店店舗新築
昭和50年	10月	北三十五条支店開設		11月	札幌東支店廃止、白石支店へ統合 白石支店移転
昭和51年	5月	石狩町、厚田村に地区拡大	平成21年	4月	上芦別支店廃止、芦別支店へ統合
	10月	全国信用金庫為替オンラインシステムに加入		10月	北三十五条支店廃止、栄町支店へ統合
	10月	ふじの支店開設	平成22年	8月	浜益支店移転
昭和52年	12月	預金量500億円達成	平成23年	6月	第9代理事長 小嶋俊明就任
昭和53年	7月	厚別西支店開設	平成24年	10月	砂川支店店舗新築移転
	10月	北門信用金庫に名称変更	平成25年	2月	でんさいネットサービス開始
昭和54年	6月	篠路支店開設		3月	「ほくもん美術さろん」閉館
昭和55年	10月	栗山町、由仁町、長沼町、雨竜町に地区拡大	平成26年	4月	滝川北支店店舗新築
	12月	白石支店開設		8月	ほくもんローンプラザ「まねき猫」オープン
昭和56年	9月	両替商業事務の取扱開始	平成28年	9月	千歳支店移転
	12月	札幌支店店舗新築	平成29年	12月	江部乙支店店舗新築移転
昭和58年	3月	しんきんキャッシュサービスの取扱開始	平成30年	10月	本店店舗新築移転
	10月	第5代理事長 廣部皓三就任			

data

資料編

目次	27	貸倒引当金・貸出金償却	34
単体財務諸表	28~31	貸倒引当金について	
貸借対照表		貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
損益計算書		貸出金償却額	
剰余金処分計算書		有価証券	35~36
注記		有価証券の種類別平均残高	
損益の状況	32	預証率	
業務粗利益及び業務粗利益率		満期保有目的の債券	
資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支		その他有価証券	
資金運用収支の内訳		時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券	
総資金利鞘		有価証券の種類別の残存期間別残高	
総資産利益率		金銭の信託	36
受取利息及び支払利息の増減		第102条第1項第5号に掲げる取引	36
預金・貸出金の状況	33~34	連結決算の状況	37~38
預金平均残高		金庫及びその子会社の概況	
定期預金残高		事業の種類別セグメント情報	
貸出金平均残高		連結リスク管理債権	
預貸率		連結決算に係る主要な経営指標等	
貸出金残高(固定・変動金利別)		連結貸借対照表	
貸出金の担保別内訳		連結損益計算書	
債務保証見返の担保別内訳		連結剰余金計算書	
貸出金使途別残高			
貸出金業種別内訳			

単体財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成29年度 (30/3)	平成30年度 (31/3)
< 資 産 の 部 >		
現 金	2,561	2,718
預 け 金	69,424	68,401
買 入 金 銭 債 権	150	251
金 銭 の 信 託	—	965
有 価 証 券	93,333	91,719
国 債	4,574	1,996
地 方 債	29,646	26,174
社 債	40,305	37,230
株 式	39	39
その他の証券	18,767	26,277
貸 出 金	106,058	110,193
割 引 手 形	927	1,201
手 形 貸 付	10,265	9,688
証 書 貸 付	88,927	93,140
当 座 貸 越	5,937	6,162
そ の 他 資 産	1,682	1,702
未 決 済 為 替 貸	37	51
信金中金出資金	1,249	1,249
前 払 費 用	10	9
未 収 収 益	250	254
そ の 他 の 資 産	134	138
有 形 固 定 資 産	3,770	4,688
建 物	1,006	2,639
土 地	1,379	1,441
リ ー ス 資 産	9	9
建 設 仮 勘 定	906	3
その他の有形固定資産	468	593
無 形 固 定 資 産	64	47
ソ フ ト ウ ェ ア	56	39
その他の無形固定資産	7	7
債 務 保 証 見 返	355	403
貸 倒 引 当 金	△ 1,097	△ 903
(うち個別貸倒引当金)	(△ 781)	(△ 712)
資 産 の 部 合 計	276,304	280,188

(単位：百万円)

科 目	平成29年度 (30/3)	平成30年度 (31/3)
< 負 債 の 部 >		
預 金 積 金	257,150	260,779
当 座 預 金	5,182	4,565
普 通 預 金	108,969	114,697
貯 蓄 預 金	285	273
通 知 預 金	33	116
定 期 預 金	137,795	136,144
定 期 積 金	3,461	3,613
そ の 他 の 預 金	1,424	1,369
そ の 他 負 債	331	351
未 決 済 為 替 借	81	115
未 払 費 用	115	107
給 付 補 填 備 金	0	0
未 払 法 人 税 等	5	5
前 受 収 益	65	58
払 戻 未 済 金	0	1
リ ー ス 債 務	9	9
資 産 除 去 債 務	18	18
そ の 他 の 負 債	36	33
退 職 給 付 引 当 金	74	56
役員退職慰労引当金	98	107
睡眠預金払戻損失引当金	19	21
偶 発 損 失 引 当 金	81	73
繰 延 税 金 負 債	21	64
再評価に係る繰延税金負債	100	100
債 務 保 証	355	403
負 債 の 部 合 計	258,232	261,957
< 純 資 産 の 部 >		
出 資 金	468	466
普 通 出 資 金	468	466
利 益 剰 余 金	16,429	16,693
利 益 準 備 金	467	468
その他利益剰余金	15,962	16,225
特 別 積 立 金	15,400	15,600
(うち社会貢献積立金)	(300)	(300)
当期末処分剰余金	562	625
会 員 勘 定 合 計	16,897	17,160
その他有価証券評価差額金	1,114	1,011
土 地 再 評 価 差 額 金	59	59
評価・換算差額等合計	1,173	1,070
純 資 産 の 部 合 計	18,071	18,230
負債及び純資産の部合計	276,304	280,188

損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成29年度 (29.4.1~30.3.31)	平成30年度 (30.4.1~31.3.31)
経 常 収 益	3,411,404	3,560,490
資 金 運 用 収 益	2,780,224	2,785,591
貸 出 金 利 息	1,734,072	1,767,769
預 け 金 利 息	152,082	148,102
有価証券利息配当金	860,721	837,337
その他の受入利息	33,348	32,381
役 務 取 引 等 収 益	281,340	283,213
受入為替手数料	156,953	156,790
その他の役務収益	124,387	126,423
そ の 他 業 務 収 益	237,202	303,301
外国為替売買益	—	525
国債等債券売却益	188,884	252,226
その他の業務収益	48,318	50,549
そ の 他 経 常 収 益	112,636	188,383
貸倒引当金戻入益	62,825	110,740
償却債権取立益	23,187	30,713
株 式 等 売 却 益	10,570	839
金銭の信託運用益	—	4,867
その他の経常収益	16,052	41,222
経 常 費 用	3,073,584	3,191,481
資 金 調 達 費 用	103,666	84,729
預 金 利 息	103,054	84,193
給付補填備金繰入額	612	536
役 務 取 引 等 費 用	182,376	180,639
支払為替手数料	49,874	49,638
その他の役務費用	132,502	131,001
そ の 他 業 務 費 用	169,215	260,057
外国為替売買損	567	—
国債等債券売却損	129,208	—
国債等債券償還損	36,360	258,834
その他の業務費用	3,079	1,222
経 費	2,531,199	2,596,548
人 件 費	1,472,567	1,456,429
物 件 費	1,006,830	1,100,299
税 金	51,802	39,819
そ の 他 経 常 費 用	87,126	69,506
貸 出 金 償 却	61,013	40,443
株 式 等 償 却	1,599	—
その他資産償却	239	—
その他の経常費用	24,272	29,063
経 常 利 益	337,819	369,008

(単位：千円)

科 目	平成29年度 (29.4.1~30.3.31)	平成30年度 (30.4.1~31.3.31)
特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	1,673	409
固 定 資 産 処 分 損	1,673	409
税 引 前 当 期 純 利 益	336,145	368,599
法人税、住民税及び事業税	4,002	4,002
法 人 税 等 調 整 額	73,285	82,156
法 人 税 等 合 計	77,287	86,158
当 期 純 利 益	258,857	282,441
繰越金（当期首残高）	301,557	343,071
土地再評価差額金取崩額	1,768	—
当 期 末 処 分 剰 余 金	562,183	625,513

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	平成29年度 (29.4.1~30.3.31)	平成30年度 (30.4.1~31.3.31)
当 期 末 処 分 剰 余 金	562,183,973	625,513,558
利益準備金限度超過取崩額	—	1,530,500
剰 余 金 処 分 額	219,112,073	318,612,122
利 益 準 備 金	449,500	—
普通出資に対する配当金	18,662,573	18,612,122
(配 当 率)	(年4%)	(年4%)
特 別 積 立 金	200,000,000	300,000,000
繰越金（当期末残高）	343,071,900	308,431,936

会計監査人による監査

平成29年度及び30年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

財務諸表の正確性・内部監査の有効性

平成30年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和元年6月18日

北門信用金庫

理事長

小 嶋 俊 明

【貸借対照表の注記】

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	20年～50年
その他	3年～20年

- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
- なお、自庫庫利用のソフトウェアについては、在庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

- 所有権移転外ファイナンスリース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数として定額法により償却しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

- 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 - 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のとおり記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業第二本部(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産査定監査部署)が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は492百万円であります。

- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理

当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項(平成30年3月31日現在)

年金資産の額	1,669,710百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,806,457百万円
差引額	△136,747百万円
- 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(自平成30年3月1日至平成30年3月31日)

	0.2069%
--	---------

- 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高197,854百万円及び別途積立金61,107百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金33百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることによって算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1,175百万円
- 子会社等の株式又は出資金の総額 10百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 19百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 3,222百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は126百万円、延滞債権額は1,826百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は13百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は154百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,120百万円であります。

なお、18から21に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,201百万円であります。

- 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済、指定金融機関等の取引の担保として、現金65百万円、預け金5,000百万円、有価証券205百万円を差し入れております。

- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

同法第3条第3項に定める再評価の方法

- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。

同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 341百万円

- 出資1口当たりの純資産額 19,537円12銭

- 金融商品の状況に関する事項

- (1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

- (2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- (3)金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、与信構成管理、信用集中リスク管理、期間リスク管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか営業第二本部及び貸出審査会により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、営業第二本部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、管理第一本部において、信用情報や時価の把握を定期的に把握して行っております。

- ② 市場リスクの管理

- (i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会及び理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には管理第一本部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次で常務会に、半期毎に理事会に報告しております。

- (ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、為替の変動リスクを内包する有価証券を対象に、ALMに関する規則及び要領でリスク管理方法や手続等の詳細を明記し、常務会及び理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

- (iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常務会の監督の下、証券等運用基準に従い行われております。

このうち、管理第一本部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

管理第一本部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報はALM委員会において定期的に報告されております。

- (iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間1年、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しており、平成31年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で1,852百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

(1)平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預け金(※1)	71,120	71,455	334
② 有価証券			
満期保有目的の債券	1,946	1,998	51
その他有価証券	89,732	89,732	—
③ 貸出金(※1)	110,193	113,061	2,868
貸倒引当金(※2)	△903	△903	—
金融資産計	272,090	275,344	3,254
① 預金積金	260,779	260,828	49
金融負債計	260,779	260,828	49

(※1)預け金、貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

① 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

② 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。
なお、保有目的の他の有価証券に関する注記事項については28.から29.に記載しております。

③ 貸出金

貸出金は、以下の(i)～(ii)の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
(i) 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)
(ii) (i)以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

① 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

		(単位:百万円)	
区 分		貸借対照表計上額	
子会社・子法人等株式(*)		10	
非上場株式(*)		29	
合 計		39	

(*) 子会社・子法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(2) 平成31年3月31日における金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額は次のとおりであります。

					(単位:百万円)	
					1年以内	1年超5年以内
					5年超10年以内	10年超
預け金					36,000	5,000
有価証券					6,164	40,593
満期保有目的の債券					264	1,265
その他の有価証券のうち満期があるもの					5,900	39,328
貸出金(*)					23,061	33,263
合 計					65,226	78,857

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(3) 平成31年3月31日におけるその他の有利子負債の決算日後の返済予定額は次のとおりであります。

					(単位:百万円)	
					1年以内	1年超5年以内
					5年超10年以内	10年超
預金積金(*)					129,715	8,909
合 計					129,715	8,909

(*) 預金積金のうち、要求払預金、期間の定めがないものは含めておりません。

28. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、29.まで同様であります。
満期保有目的の債券

種 類		貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,446	1,481	35
	その他	500	516	16
	小 計	1,946	1,998	51
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
合 計		1,946	1,998	51

その他の有価証券

種 類		貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	60,563	59,253	1,310
	国債	8	8	0
	地方債	26,174	25,505	669
	社債	34,380	33,739	640
	その他	14,469	13,952	517
小 計		75,033	73,205	1,828
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	3,391	3,441	△50
	国債	1,987	2,032	△45
	地方債	—	—	—
	社債	1,403	1,408	△4
	その他	11,308	11,759	△450
小 計		14,699	15,200	△501
合 計		89,732	88,405	1,327

29. 当事業年度中に売却したその他の有価証券

		売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式		—	—	—
債券		8,108	252	—
国債		3,135	71	—
地方債		1,759	58	—
社債		3,213	123	—
その他		130	0	—
合 計		8,239	253	—

30. 運用目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	965	—

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、23,641百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが12,602百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	70百万円	
貸倒引当金	371百万円	
減価償却超過額	58百万円	
その他	203百万円	
繰延税金資産小計	704百万円	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—百万円	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△452百万円	
評価性引当額小計	△452百万円	
繰延税金資産合計	251百万円	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	315百万円	
繰延税金負債合計	315百万円	
繰延税金負債の純額	64百万円	

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度(平成31年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(*)	—	—	—	—	—	70	70
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	70	(*)70

(*) 1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*) 2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、合理的な仮定に基づいて策定している業績予測で将来の一時差異加減算前課税所得見積額を算定し回収可能性を判断しております。

33. 表示方法の変更

企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度から適用し、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。))及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

〔損益計算書の注記〕

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による費用総額 91,780千円
- 出資1口当たりの当期純利益金額 301円97銭

損益の状況

業務粗利益及び業務粗利益率

(単位：百万円、%)

	平成29年度	平成30年度
業 務 粗 利 益	2,843	2,846
業 務 粗 利 益 率	1.06	1.05

「業務粗利益率」

資金運用勘定平均残高に対する業務粗利益の割合です。

資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度
資 金 運 用 収 支	2,676	2,701
資 金 運 用 収 益	2,780	2,785
資 金 調 達 費 用	103	84
役 務 取 引 等 収 支	98	102
役 務 取 引 等 収 益	281	283
役 務 取 引 等 費 用	182	180
そ の 他 業 務 収 支	67	43
その他の業務収益	237	303
その他の業務費用	169	260

(注) 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(平成29年度一千円、平成30年度191千円)を控除して表示しております。

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	平均残高		利 息		利回り	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
資金運用勘定	268,156	270,213	2,780	2,785	1.03	1.03
うち貸出金	101,226	105,211	1,784	1,767	1.71	1.68
うち預け金	73,055	68,891	152	148	0.20	0.21
うち有価証券	92,402	94,709	860	837	0.93	0.88
資金調達勘定	256,144	259,197	103	84	0.04	0.03
うち預金積金	256,144	259,837	103	84	0.04	0.03
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成29年度117百万円、平成30年度121百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成29年度一百万円、平成30年度639百万円)及び金銭の信託運用見合費用(平成29年度一千円、平成30年度191千円)をそれぞれ控除して表示しております。

総資金利鞘

(単位：%)

	平成29年度	平成30年度
資 金 運 用 利 回 り	1.03	1.03
資 金 調 達 原 価 率	1.02	1.02
総 資 金 利 鞘	0.01	0.00

「資金運用利回り」

貸出金や余裕金等の運用収益力を表す利回りで資金運用の成果を示します。

「総資金利鞘」

資金運用全体の収益力をみる指標です。

総資産利益率

(単位：%)

	平成29年度	平成30年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.12	0.13
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.09	0.10

「総資産利益率」

総資産に対する経常利益または当期純利益の割合を示しており、金融機関の収益性をみる指標です。

受取利息及び支払利息の増減

(単位：百万円)

	平成29年度			平成30年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	118	△125	△6	79	△74	5
うち貸出金	79	△80	△0	68	△34	33
うち預け金	△6	△13	△20	△8	4	△3
うち有価証券	56	△42	13	21	△44	△23
うちその他	△10	10	0	△1	0	△0
支払利息	1	△8	△7	1	△20	△18
うち預金積金	1	△8	△7	1	△20	△18
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法で算出しております。

預金・貸出金の状況

預金平均残高

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度
流動性預金	112,647	116,494
うち有利息預金	92,943	96,950
定期性預金	142,663	142,412
うち固定金利定期預金	132,422	132,612
うち変動金利定期預金	6,794	6,297
その他	834	930
小 計	256,144	259,837
譲渡性預金	—	—
合 計	256,144	259,837

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

貸出金残高(固定・変動金利別)

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度
貸出金	106,058	110,193
うち固定金利	82,961	81,627
うち変動金利	23,096	28,565

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度
当金庫預金積金	770	727
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	29,015	32,782
その他	—	—
小 計	29,785	33,510
信用保証協会・信用保険	17,723	18,263
保証	14,337	13,868
信用	44,211	44,552
合 計	106,058	110,193

定期預金残高

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度
定期預金	137,795	136,144
固定金利定期預金	131,280	130,069
変動金利定期預金	6,514	6,075

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度
当金庫預金積金	23	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	12	7
その他	39	36
小 計	75	43
信用保証協会・信用保険	0	—
保証	233	249
信用	46	110
合 計	355	403

貸出金平均残高

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度
手形貸付	9,210	8,481
証書貸付	86,480	90,280
当座貸越	4,606	5,640
割引手形	929	808
合 計	101,226	105,211

預貸率

(単位：百万円、%)

	平成29年度	平成30年度
貸出金(A)	106,058 (101,226)	110,193 (105,211)
預 金(B)	257,150 (256,144)	260,779 (259,837)
預貸率(A/B)	期末	42.25
	期中平均	40.49

(注) 上段 期末残高 下段 () 期中平均残高

「預貸率」

お預かりしている預金のうち、貸出金として運用されている割合です。

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

	平成29年度		平成30年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	55,410	52.24	60,829	55.20
運 転 資 金	50,648	47.75	49,364	44.79
合 計	106,058	100.00	110,193	100.00

貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

業種区分	平成29年度			平成30年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	158	4,295	4.04	146	4,460	4.04
農業、林業	38	109	0.10	46	137	0.12
漁業	2	3	0.00	1	2	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	5	143	0.13	5	215	0.19
建設業	498	8,353	7.87	513	8,062	7.31
電気・ガス・熱供給・水道業	2	757	0.71	3	864	0.78
情報通信業	12	68	0.06	11	86	0.07
運輸業、郵便業	82	1,176	1.10	79	1,233	1.11
卸売業、小売業	384	9,038	8.52	376	8,806	7.99
金融業、保険業	17	3,144	2.96	20	2,290	2.07
不動産業	431	28,321	26.70	471	33,691	30.57
物品賃貸業	18	1,043	0.98	19	1,335	1.21
学術研究、専門・技術サービス業	41	542	0.51	47	540	0.49
宿泊業	10	798	0.75	11	807	0.73
飲食業	91	1,227	1.15	89	1,194	1.08
生活関連サービス業、娯楽業	57	901	0.84	53	1,315	1.19
教育、学習支援業	4	30	0.02	6	23	0.02
医療、福祉	118	7,620	7.18	116	7,737	7.02
その他のサービス	159	3,027	2.85	149	2,926	2.65
小計	2,127	70,605	66.57	2,161	75,730	68.72
地方公共団体	10	18,287	17.24	9	17,684	16.04
個人	5,029	17,164	16.18	4,909	16,778	15.22
合計	7,166	106,058	100.00	7,079	110,193	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸倒引当金

貸倒引当金について

金融機関は、将来貸倒れが発生した場合にその損失をカバーするための備えとして「貸倒引当金」を計上しています。貸倒引当金には、将来の不確実な貸倒れに備える一般貸倒引当金と、貸出先の財務状態が悪化している場合に、貸出金の状況に応じて引き当てる個別貸倒引当金の2種類があり、引き当ての金額は毎期費用として計上されます。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成29年度	327	315	—	327	315
	平成30年度	315	191	—	315	191
個別貸倒引当金	平成29年度	855	781	22	832	781
	平成30年度	781	712	82	699	712
合 計	平成29年度	1,182	1,097	22	1,160	1,097
	平成30年度	1,097	903	82	1,014	903

(注)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の当期減少額のうち、その他は洗替えによる取崩額です。

貸出金償却

貸出金償却額

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度
貸出金償却	61	40

有価証券

有価証券の種類別平均残高

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度
国 債	6,581	4,251
地方債	31,766	27,526
社 債	38,165	39,744
株 式	41	39
外国証券	5,910	10,180
その他の証券	9,936	12,965
合 計	92,402	94,709

預証率

(単位：百万円、%)

	平成29年度	平成30年度
有価証券(A)	93,333 (92,402)	91,719 (94,709)
預 金(B)	257,150 (256,144)	260,779 (259,837)
預証率(A/B)	期 末	36.29
	期中平均	36.07
		35.17
		36.44

(注)上段 期末残高 下段 ()期中平均残高

「預証率」

預金に対する有価証券の保有割合です。

(単位：百万円)

満期保有目的の債券

	種 類	平成29年度			平成30年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,733	1,778	44	1,446	1,481	35
	そ の 他	999	1,022	22	500	516	16
	小 計	2,733	2,800	67	1,946	1,998	51
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	60	60	△0	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	60	60	△0	—	—	—
合 計		2,794	2,861	66	1,946	1,998	51

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.上記の「その他」は外国証券等です。

3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平成29年度			平成30年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	63,921	62,101	1,819	60,563	59,253	1,310
	国 債	1,146	1,076	70	8	8	0
	地方債	29,646	28,707	939	26,174	25,505	669
	社 債	33,128	32,317	810	34,380	33,739	640
	そ の 他	6,744	6,418	326	14,469	13,952	517
	小 計	70,666	68,520	2,146	75,033	73,205	1,828
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	8,810	8,986	△176	3,391	3,441	△50
	国 債	3,428	3,551	△123	1,987	2,032	△45
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社 債	5,382	5,434	△52	1,403	1,408	△4
	そ の 他	11,022	11,523	△500	11,308	11,759	△450
	小 計	19,833	20,510	△677	14,699	15,200	△501
合 計		90,499	89,030	1,469	89,732	88,405	1,327

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.上記の「その他」は、外国証券等です。

3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
非上場株式	29	29
合計	39	39

有価証券の種類別の残存期間別残高

平成29年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国債	10	5	—	1,130	—	3,428	—	4,574
地方債	1,507	7,107	11,496	8,508	1,026	—	—	29,646
社債	1,802	7,105	9,011	11,280	8,213	2,892	—	40,305
株式	—	—	—	—	—	—	39	39
外国証券	700	244	1,022	671	1,747	1,904	390	6,682
その他の証券	—	—	—	—	—	—	12,084	12,084

平成30年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国債	—	8	—	—	—	1,987	—	1,996
地方債	2,825	8,708	11,040	3,600	—	—	—	26,174
社債	3,382	8,319	9,909	5,193	7,171	3,253	—	37,230
株式	—	—	—	—	—	—	39	39
外国証券	—	743	2,823	969	5,056	2,392	2,041	14,026
その他の証券	—	—	—	—	—	—	12,251	12,251

商品有価証券の種類別平均残高
売買目的有価証券

該当はありません。

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

平成29年度		平成30年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に 含まれた評価差額
—	—	965	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

満期保有目的の金銭の信託
その他の金銭の信託

該当はありません。

第102条第1項第5号に掲げる取引

当金庫は信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる市場デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引等に該当する取引はありません。

連結決算の状況

1. 金庫及びその子会社の概況

①子会社の主要な事業の内容

子会社は1社で、主に北門信用金庫の委託に基づく、現金、有価証券及び用度品類の運送業務等

②子会社の状況

名 称 ほくもんしんきんビジネスサービス株式会社
住 所 〒060-0052 札幌市中央区南2条東2丁目9番地1
資 本 金 10,000千円
事業の内容 現金、有価証券及び用度品類の運送業務等
設立年月日 平成2年8月8日
当金庫が保有する議決権の割合 100%

2. 事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外に現金・メールの配送業務等の事業を営んでおります。事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

3. 連結リスク管理債権

単体リスク管理債権と同じであります。

連結決算に係る主要な経営指標等

(単位：百万円、%)

科 目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
連結経常収益	3,759	3,714	3,780	3,413	3,561
連結経常利益	819	432	418	338	369
親会社株主に帰属する当期純利益	742	279	113	259	282
連結純資産額	18,572	19,001	18,093	18,076	18,236
連結総資産額	264,634	268,077	273,866	276,294	280,179
連結自己資本比率	20.18	18.68	17.27	15.72	14.41

(注)企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(平成25年9月13日)等を適用し、平成27年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成29年度	平成30年度
〈資産の部〉		
現金及び預け金	71,986	71,120
買入金銭債権	150	251
金銭の信託	—	965
有価証券	93,323	91,709
貸出金	106,058	110,193
その他資産	1,682	1,703
有形固定資産	3,770	4,688
無形固定資産	64	47
債務保証見返	355	403
貸倒引当金	△1,097	△903
資産の部合計	276,294	280,179

(単位：百万円)

科 目	平成29年度	平成30年度
〈負債の部〉		
預金積金	257,132	260,760
その他負債	334	353
退職給付に係る負債	74	56
役員退職慰労引当金	99	108
その他の引当金	100	95
繰延税金負債	21	64
再評価に係る繰延税金負債	100	100
債務保証	355	403
負債の部合計	258,217	261,942
〈純資産の部〉		
出資金	468	466
利益剰余金	16,435	16,699
会員勘定合計	16,903	17,165
その他有価証券評価差額金	1,114	1,011
土地再評価差額金	59	59
評価・換算差額等合計	1,173	1,070
純資産の部合計	18,076	18,236
負債及び純資産の部合計	276,294	280,179

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成29年度	平成30年度
経常収益	3,413	3,561
資金運用収益	2,780	2,785
貸出金利息	1,734	1,767
預け金利息	152	148
有価証券利息配当金	860	837
その他の受入利息	33	32
役務取引等収益	281	283
その他業務収益	238	304
その他経常収益	112	188
経常費用	3,074	3,192
資金調達費用	103	84
預金利息	103	84
給付補填備金繰入額	0	0
役務取引等費用	182	180
その他業務費用	169	260
経費	2,532	2,597
その他経常費用	87	69
貸出金償却	61	40
その他の経常費用	26	29
経常利益	338	369

科 目	平成29年度	平成30年度
特別利益	—	—
特別損失	1	0
固定資産処分損	1	0
税金等調整前当期純利益	336	369
法人税、住民税及び事業税	4	4
法人税等調整額	73	82
法人税等合計	77	86
当期純利益	259	282
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	259	282

連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	平成29年度	平成30年度
利益剰余金期首残高	16,192,608	16,435,155
利益剰余金増加高	261,037	282,715
親会社株主に帰属する当期純利益	259,268	282,715
その他	1,768	—
利益剰余金減少高	18,490	18,662
配当金	18,490	18,662
その他	—	—
利益剰余金期末残高	16,435,155	16,699,208

役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の算定方法を内規で定めております。

(2) 平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	103

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」92百万円、「退職慰労金」11百万円となっております。なお、期中における賞与の支払はありませんでした。

「退職慰労金」は当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の対象となる役員はいませんでした。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号並びに第2項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、平成30年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、平成30年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 平成30年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

basel

自己資本の充実の状況等について (自己資本比率規制の第3の柱)

目次	39
自己資本比率規制(BIS規制、バーゼルⅢ)について	40
定性的な開示事項	40～43
定量的な開示事項	44～52
1.自己資本の構成に関する開示事項	
2.自己資本の充実度に関する事項	
3.信用リスクに関する事項	
4.信用リスク削減手法に関する事項	
5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
6.証券化エクスポージャーに関する事項	
7.出資等エクスポージャーに関する事項	
8.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
9.金利リスクに関する事項	

自己資本比率規制(BIS規制、バーゼルⅢ)について

日米欧主要国の中央銀行や銀行監督機関で構成する国際決済銀行(BIS)のバーゼル銀行監督委員会は、自己資本の充実を通じて金融システムの安定化を図ることを目的として、国際業務を行う民間銀行が確保すべき自己資本比率の水準や算出方法を定めており、国内のみで営業を行う金融機関には、金融庁告示に基づき4%以上の水準が定められております。(これをBIS規制といいます。)

BIS規制は、平成19年3月期から、金融機関のリスク管理実務の進展や金融技術の高度化等を踏まえ、リスクをより精微に評価し自己資本比率へ反映するよう見直され、その後、リーマンショックの反省も踏まえ金融危機時にも金融システムの安定が図られることを目的として、自己資本の質の向上を図ることを中心とした内容を加えた新たな枠組み(バーゼルⅢ)へと見直されました。バーゼルⅢは平成26年3月期から導入され、以下に記載した3つの柱を通じて自己資本の健全性を確保することとしております。

第1の柱

最低所要
自己資本比率

自己資本比率を算出するにあたり、分母となるリスク資産の信用リスクを精緻に計測するほか、オペレーショナル・リスク(事務事故や不正行為等により金融機関が損失を被るリスク)相当額を分母に算入することとしています。また、分子となる自己資本額については、繰延税金資産を資本額から段階的に控除するなど、自己資本の質の向上を図るよう算出方法が見直されました。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額} \left(\frac{\text{コア資本に係る基礎項目の額} - \text{コア資本に係る調整項目の額}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額} + \text{(オペレーショナル・リスク相当額の合計額} \div 8\text{)}} \right)}{\geq 4\%} \quad (\text{国内基準適用金融機関})$$

第2の柱

金融機関の
自己管理と
監督上の検証

銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど第一の柱の対象となっていないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理が求められており、監督当局は各金融機関のリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて監督上の措置を講ずることとされています。

第3の柱

情報開示の
充実を通じた
市場規律

自己資本比率やその内訳および自己資本額の構成、リスク量とその計測方法等についての情報開示が求められています。

本開示は、上記の「第3の柱」に基づき、当金庫の自己資本比率及びリスク量の計測方法等に関し、自己資本の構成及び定性的項目、定量的項目の内容を開示するものです。

自己資本の充実の状況

単体・連結共通の《定性的な開示事項》

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の種類は、普通出資(発行主体:当金庫)のみであり、平成30年度末時点のコア資本に係る基礎項目の額に算入された額は、466百万円となります。

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより、自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えております。

3.信用リスクに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもとに、「信用リスク管理規程(クレジットポリシー)」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識し管理する態勢としております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散を基本とし、この他に与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、与信集中リスク抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を分離し、業務推進に影響されない体制とするとともに、金額・債務者区分等により、経営陣による貸出審査会、常務会、理事会等の権限を定めて運営をしております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定」及び「償却・引当」の規程・要領に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

ロ.リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)
格付投資情報センター(R&I)	日本格付研究所(JCR)

なお、エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、担保や信用保証協会保証等による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が信用リスク削減手法として扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、当金庫が定める「貸出事務取扱規程」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様に信用度を持つ信用保証協会、金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する一般社団法人しんきん保証基金等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める「貸出事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散しております。

5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

イ.リスク管理の方針及びリスク特性の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫では市場運用の一環として派生商品取引を内包したファンド等を購入しております。派生商品取引を内包したファンド等の取引におきましては、内包される派生商品取引とファンド等を一体で管理しておりますので、ファンド等自体のリスク管理以外には特段の管理は行っておりません。

6.証券化エクスポージャーに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産(これを「原資産」または「裏付資産」といいます。)などの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することをいいます。また、証券化エクスポージャーとは第三者に売却して流動化する資産を指し、流動化する原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである場合、これを再証券化エクスポージャーといいます。

証券化取引における当事者は、一般的に裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券化商品を購入する側の投資家としての役割がありますが、当金庫においては有価証券投資の一環として証券化商品を購入するのみで、オリジネーターとしての関与はありません。

証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを含む。)は原資産に固有の信用リスクや市場リスクのほか、原資産を流動化することによる流動性リスク等を有しておりますが、これらのリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会、経営会議に諮り、適切なリスク管理に努めております。

ロ.証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

ハ.証券化取引に関する会計方針

当金庫が定める「有価証券区分処理要領」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

ニ.証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

41ページに記載した適格格付機関等と同様です。なお、投資の種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

7.オペレーショナル・リスクに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「信用リスク・市場リスク・流動性リスク以外のリスクの総称」と定義しております。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、「事務ミスやシステム障害及び誤作動、風評の流布等により当金庫が損失を被るリスクを含む幅広いリスク」と考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクは、各リスク管理の主管部署において管理するとともに、必要に応じて理事会、常務会等、経営陣に対し報告する態勢としております。

ロ.オペレーショナル・リスク相当額に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

【基礎的手法の算出方法】 オペレーショナル・リスク相当額＝
$$\frac{\text{粗利益直近3年間} \times 15\%}{3}$$

8.出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関する リスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び一定幅の時価下落を想定した時価変動額に基づくリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠の遵守状況をALM委員会に報告し、運用状況に応じて投資継続の是非を協議する等、適切なリスク管理に努めております。

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「証券等運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券区分処理要領」及び日本公認会計士協会の「金融商品に関する会計基準」に従った、適正な処理を行っております。

9.金利リスクに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続の概要

(1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方と範囲に関する説明

金利リスクとは、金利が変動することにより保有する資産・負債、オフ・バランス取引の経済価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当金庫のビジネスモデルに照らし金利に感応する資産・負債、オフ・バランス取引を対象として金利リスクを計測しております。

(2) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

当金庫では、リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをVaRなどにより管理しており、預貸金や有価証券のVaRに基づくリスク量に限度額を設定しております。

定期的な評価・計測を行い、ALM委員会で協議・検討を行うとともに経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(3) 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で計測しております。

ロ.金利リスクの算出手法の概要

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	2.5年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提	
複数の通貨の集計方法及び前提	単一通貨の取扱いで該当ありません。
スプレッドに関する前提	割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しております。
内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重要な影響を及ぼすその他の前提	内部モデルは使用しておりません。
前事業年度末の開示から変動に関する説明	開示初年度であるため記載はありません。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当金庫では金利リスクをVaRにより管理しており、△EVE計測値については参考値として位置づけています。

(2) 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

●金利ショックに関する説明

自己資本の充実度の評価やストレス・テストの実施にあたり、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しております。さらに、収益管理や経営上の判断その他の目的では、市場環境等を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動等を想定し、適時シミュレーションを行っております。

●金利リスク計測の前提及びその意味

内部管理上の金利リスク量(VaR)の前提条件は、金利変動が正規分布にしたがうと仮定する「分散共分散法」を採用し、保有期間を1年、観測期間を1年、信頼区間を99%としております。

連結に関する《定性的な開示項目》

(1) 連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

相違点はあります。

(2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結子会社:1社

主要な連結子会社の名称:ほくもんしんきんビジネスサービス株式会社

主要な業務の内容:現金、有価証券及び用度品類の運送業務等

(3) 金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当はありません。

(4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当はありません。

(5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

該当はありません。

1. 自己資本の構成に関する開示事項

単体における事業年度の開示事項

(単位:百万円)

項 目	平成29年度	経過措置による不算入額	平成30年度
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	16,879		17,141
うち、出資金及び資本剰余金の額	468		466
うち、利益剰余金の額	16,429		16,693
うち、外部流出予定額 (△)	18		18
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	322		197
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	322		197
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	43		35
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	17,244		17,374
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	37	9	34
うち、のれんに係るものの額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	37	9	34
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	82	20	60
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	119		94
自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	17,125		17,280
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	103,638		114,588
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,886		△1,716
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	9		
うち、繰延税金資産	20		
うち、前払年金費用	—		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△3,076		△1,875
うち、上記以外に該当するものの額	159		159
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,309		5,314
信用リスク・アセット調整額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	108,948		119,903
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	15.71%		14.41%

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
2. 当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

連結における事業年度の開示事項

その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当はありません。

(注)その他金融機関等とは、自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

(単位:百万円)

項 目	平成29年度	経過措置による不算入額	平成30年度
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	16,884		17,147
うち、出資金及び資本剰余金の額	468		466
うち、利益剰余金の額	16,435		16,699
うち、外部流出予定額(△)	18		18
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—		—
うち、為替換算調整勘定	—		—
うち、退職給付に係るものの額	—		—
コア資本に係る調整後非支配株式持分の額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	322		197
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	322		197
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	43		35
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	17,249		17,380
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	37	9	34
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	37	9	34
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	82	20	60
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	119		94
自己資本			
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	17,130		17,285
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	103,629		114,579
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,886		△1,716
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	9		
うち、繰延税金資産	20		
うち、退職給付に係る資産	—		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△3,076		△1,875
うち、上記以外に該当するものの額	159		159
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,312		5,317
信用リスク・アセット調整額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	108,941		119,896
連結自己資本比率			
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	15.72%		14.41%

(注)1.自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
2.当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

【単 体】

(単位:百万円)

項 目	単体			
	平成29年度		平成30年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	103,638	4,146	114,588	4,583
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	106,383	4,255	107,751	4,310
ソブリン向け	419	16	300	12
金融機関向け	14,294	571	13,934	557
法人等向け	36,073	1,442	36,633	1,465
中小企業等向け及び個人向け	14,788	591	14,135	565
抵当権付住宅ローン	1,857	74	2,003	80
不動産取得等事業向け	19,313	772	25,266	1,010
3か月以上延滞等	143	5	41	1
取立未済手形	7	0	10	0
信用保証協会等による保証付	522	20	559	22
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	2,684	107	56	2
出資等のエクスポージャー	2,684	107	56	2
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	16,278	651	14,809	592
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	6,067	242	3,877	155
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,733	69	1,716	68
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	372	14	260	10
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー			—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー			—	—
上記以外のエクスポージャー	8,105	324	8,956	358
②証券化エクスポージャー	0	0	—	—
証券化			—	—
STC要件適用分			—	—
非STC要件適用分			—	—
再証券化			—	—
③-1 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	90	3		
③-2 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			8,553	342
ルックスルー方式			8,553	342
マンドート方式			—	—
蓋然性方式(250%)			—	—
蓋然性方式(400%)			—	—
フォールバック方式(1250%)			—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	189	7	159	6
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 3,076	△ 123	△ 1,875	△ 75
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	46	1	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	5	0	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,309	212	5,314	212
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	108,948	4,357	119,903	4,796

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

【連 結】

(単位：百万円)

項 目	連結			
	平成29年度		平成30年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	103,629	4,145	114,579	4,583
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	106,373	4,254	107,741	4,309
ソブリン向け	419	16	300	12
金融機関向け	14,294	571	13,934	557
法人等向け	36,073	1,442	36,633	1,465
中小企業等向け及び個人向け	14,788	591	14,135	565
抵当権付住宅ローン	1,857	74	2,003	80
不動産取得等事業向け	19,313	772	25,266	1,010
3か月以上延滞等	143	5	41	1
取立未済手形	7	0	10	0
信用保証協会等による保証付	522	20	559	22
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	2,674	106	46	1
出資等のエクスポージャー	2,674	106	46	1
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	16,279	651	14,810	592
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	6,067	242	3,877	155
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,733	69	1,716	68
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	372	14	260	10
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー			—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー			—	—
上記以外のエクスポージャー	8,105	324	8,956	358
②証券化エクスポージャー	0	0	—	—
証券化			—	—
STC要件適用分			—	—
非STC要件適用分			—	—
再証券化			—	—
③-1.複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	90	3		
③-2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			8,553	342
ルックスルー方式			8,553	342
マンドート方式			—	—
蓋然性方式(250%)			—	—
蓋然性方式(400%)			—	—
フォールバック方式(1250%)			—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	189	7	159	6
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 3,076	△ 123	△ 1,875	△ 75
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	46	1	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	5	0	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,312	212	5,317	212
ハ. 連結総所要自己資本額 (イ+ロ)	108,941	4,357	119,896	4,795

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

（1）信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

【単 体】（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー		信用リスクエクスポージャー期末残高							
	区分									
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフバランス取引		債 券		デリバティブ取引		3か月以上延滞 エクスポージャー	
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
国 内	258,126	254,144	106,463	110,828	73,392	65,141	—	—	146	65
国 外	5,914	11,094	—	—	5,914	11,094	—	—	—	—
地 域 別 合 計	264,040	265,239	106,463	110,828	79,306	76,236	—	—	146	65
製 造 業	10,402	10,775	4,282	4,456	6,120	6,319	—	—	0	3
農 業、林 業	110	137	110	137	—	—	—	—	—	—
漁 業	3	2	3	2	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	166	215	166	215	—	—	—	—	5	—
建 設 業	8,952	8,730	8,551	8,329	401	401	—	—	13	17
電気、ガス・熱供給・水道業	3,565	3,876	807	865	2,757	3,011	—	—	—	—
情 報 通 信 業	2,148	2,264	68	86	1,924	1,920	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	7,331	6,893	1,177	1,234	6,154	5,659	—	—	3	3
卸 売 業、小 売 業	11,917	11,686	9,072	8,847	2,842	2,836	—	—	15	7
金 融 業、保 険 業	82,036	85,343	3,145	2,291	7,685	12,866	—	—	—	—
不 動 産 業	30,294	36,064	28,368	33,741	1,926	2,323	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	1,949	2,240	1,044	1,336	904	904	—	—	—	—
学術研究、専門技術サービス業	533	538	533	538	—	—	—	—	—	5
宿 泊 業	800	802	800	802	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	1,224	1,195	1,224	1,195	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	903	1,315	903	1,315	—	—	—	—	63	3
教育、学習支援業	30	23	30	23	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	7,653	7,766	7,653	7,766	—	—	—	—	—	9
その他のサービス	3,241	3,154	3,030	2,929	200	200	—	—	—	—
国・地方公共団体等	66,896	57,705	18,298	17,910	48,389	39,795	—	—	—	—
個 人	17,188	16,802	17,188	16,802	—	—	—	—	43	14
そ の 他	6,687	7,703	0	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	264,040	265,239	106,463	110,828	79,306	76,236	—	—	146	65
1 年 以 下	63,804	61,807	19,542	19,369	4,132	6,289	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	24,232	27,742	8,144	8,847	14,087	16,895	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	35,910	39,325	13,010	13,127	20,899	23,198	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	34,683	21,551	8,808	8,887	20,874	9,573	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	24,388	24,517	12,324	12,227	10,914	12,129	—	—	—	—
10 年 超	57,754	64,524	44,357	47,874	8,397	8,149	—	—	—	—
期間の定めのないもの	23,266	25,769	276	494	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	264,040	265,239	106,463	110,828	79,306	76,236	—	—	—	—
フ ァ ン ド 等	12,448	—								
合 計	276,489	265,239								

（注）1. オフバランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、延滞税金資産などが含まれます。

4. 平成29年度の「ファンド等」には、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等を記載しておりますが、平成30年度はこれらを「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」に区分し別に記載しておりますので本表には含まれません。

5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

【連 結】（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		3か月以上延滞 エクスポージャー	
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
国 内	258,116	254,134	106,463	110,828	73,392	65,141	—	—	146	65
国 外	5,914	11,094	—	—	5,914	11,094	—	—	—	—
地 域 別 合 計	264,031	265,229	106,463	110,828	79,306	76,236	—	—	146	65
製 造 業	10,402	10,775	4,282	4,456	6,120	6,319	—	—	0	3
農 業、林 業	110	137	110	137	—	—	—	—	—	—
漁 業	3	2	3	2	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	166	215	166	215	—	—	—	—	5	—
建 設 業	8,952	8,730	8,551	8,329	401	401	—	—	13	17
電気、ガス・熱供給・水道業	3,565	3,876	807	865	2,757	3,011	—	—	—	—
情 報 通 信 業	2,148	2,264	68	86	1,924	1,920	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	7,331	6,893	1,177	1,234	6,154	5,659	—	—	3	3
卸 売 業、小 売 業	11,917	11,686	9,072	8,847	2,842	2,836	—	—	15	7
金 融 業、保 険 業	82,036	85,343	3,145	2,291	7,685	12,866	—	—	—	—
不 動 産 業	30,294	36,064	28,368	33,741	1,926	2,323	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	1,949	2,240	1,044	1,336	904	904	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	533	538	533	538	—	—	—	—	—	5
宿 泊 業	800	802	800	802	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	1,224	1,195	1,224	1,195	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	903	1,315	903	1,315	—	—	—	—	63	3
教育、学習支援業	30	23	30	23	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	7,653	7,766	7,653	7,766	—	—	—	—	—	9
その他のサービス	3,231	3,144	3,030	2,929	200	200	—	—	—	—
国・地方公共団体等	66,896	57,705	18,298	17,910	48,389	39,795	—	—	—	—
個 人	17,188	16,802	17,188	16,802	—	—	—	—	43	14
そ の 他	6,687	7,703	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	264,031	265,229	106,463	110,828	79,306	76,236	—	—	146	65
1 年 以 下	63,804	61,807	19,542	19,369	4,132	6,289	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	24,232	27,742	8,144	8,847	14,087	16,895	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	35,910	39,325	13,010	13,127	20,899	23,198	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	34,683	21,551	8,808	8,887	20,874	9,573	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	24,388	24,517	12,324	12,227	10,914	12,129	—	—	—	—
10 年 超	57,754	64,524	44,357	47,874	8,397	8,149	—	—	—	—
期間の定めのないもの	23,257	25,759	276	494	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	264,031	265,229	106,463	110,828	79,306	76,236	—	—	—	—
フ ァ ン ド 等	12,448	—								
合 計	276,480	265,229								

（注）1.オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2.「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3.「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、延滞税金資産などが含まれます。

4.平成29年度の「ファンド等」には、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等を記載しておりますが、平成30年度はこれらを「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」に区分し別に記載しておりますので本表には含まれません。

5.CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(2)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

【単体・連結】P34「貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」をご参照下さい。

(3)業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

【単体・連結】

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
製 造 業	222	201	201	190	4	－	218	201	201	190	1	－
農 業 、 林 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	3	1	1	－	3	1	－	－	1	－	1	－
建 設 業	145	129	129	130	－	10	145	118	129	130	0	－
電気、ガス、熱供給、水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	5	6	6	8	－	－	5	6	6	8	－	－
運輸業、郵便業	19	17	17	16	0	－	18	17	17	16	－	－
卸売業、小売業	53	183	183	175	－	11	53	171	183	175	45	34
金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不 動 産 業	28	20	20	18	－	－	28	20	20	18	－	－
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	6	5	5	5	－	－	6	5	5	5	－	－
宿 泊 業	151	3	3	2	－	－	151	3	3	2	－	－
飲 食 業	25	35	35	19	－	15	25	20	35	19	3	－
生活関連サービス業、娯楽業	70	67	67	17	－	42	70	25	67	17	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療 、 福 祉	46	30	30	49	9	－	36	30	30	49	4	3
その他のサービス	0	1	1	1	－	1	0	0	1	1	4	2
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	75	77	77	77	4	－	70	77	77	77	－	－
合 計	855	781	781	712	22	82	832	699	781	712	61	40

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4)リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額							
	単 体				連 結			
	平成29年度		平成30年度		平成29年度		平成30年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	2,550	83,223	128	72,255	2,550	83,223	128	72,255
10%	—	8,902	—	8,987	—	8,902	—	8,987
20%	56,144	16,255	55,697	15,232	56,144	16,255	55,697	15,232
35%	—	5,345	—	5,753	—	5,345	—	5,753
50%	22,092	274	23,675	30	22,092	274	23,675	30
75%	—	17,175	—	16,336	—	17,175	—	16,336
100%	3,145	60,774	2,713	64,000	3,145	60,764	2,713	63,990
150%	—	80	—	24	—	80	—	24
200%	—	—	—	—	—	—	—	—
250%	—	525	—	404	—	525	—	404
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	83,932	192,557	82,214	183,024	83,932	192,547	82,214	183,014

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4. 平成29年度は、「ファンド等（裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等）」を記載対象としておりますが、平成30年度は、これらを「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」に区分し別に記載しておりますので本表には含まれません。

4.信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

【単体・連結】

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	851	808	6,402	6,313	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

【単体・連結】

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案した後の与信相当額	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
①派生商品取引合計	170	—	170	—
ファンド等に含まれる派生商品取引に係る与信相当額	170	—	170	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	170	—	170	—

(注) 1.平成29年度は、「ファンド等(裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等)」に含まれる金額を記載しておりますが、平成30年度は、これらを「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」に区分し別に記載しておりますので本表には含まれません。

2.与信相当額の算出方式は、カレント・エクスポージャー方式を採用しております。

- ・担保の種類別の額 該当ありません
- ・与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額 該当ありません
- ・信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの種類別想定元本額 該当ありません

6.証券化エクスポージャーに関する事項

(1)投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

【単体・連結】

(単位:百万円)

	平成29年度		平成30年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	0	—	—	—
ファンド等に含まれる証券化エクスポージャー	0	—	—	—

(注)平成29年度は、「ファンド等(裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等)」に含まれる金額を記載しておりますが、平成30年度は、これらを「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」に区分し別に記載しておりますので本表には含まれません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

【単体・連結】

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成29年度		平成30年度		平成29年度		平成30年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	0	—	—	—	0	—	—	—
50%～100%未満	0	—	—	—	0	—	—	—
100%～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%～1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	0	—	—	—	0	—	—	—

(注)所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘定後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

7.出資等エクスポージャーに関する事項

(1)貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	単体				連結			
	平成29年度		平成30年度		平成29年度		平成30年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	3,335	3,335	731	731	3,335	3,335	731	731
非上場株式等	1,310	1,310	1,305	1,305	1,300	1,300	1,295	1,295
合 計	4,646	4,646	2,037	2,037	4,636	4,636	2,027	2,027

(注)平成29年度は、「ファンド等(裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等)」を記載対象としておりますが、平成30年度は、これらを「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」に区分し別に記載しておりますので本表には含まれません。

(2)出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

【単体・連結】

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
売 却 益	10	—
売 却 損	—	—
償 却	1	—

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

(3)貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

【単体・連結】

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
評価損益	248	264

8.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

【単体・連結】

(単位:百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		14,481
マンドート方式を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー		—
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー		—

9.金利リスクに関する事項

【単体・連結】

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク

項番		イ	ロ
		Δ E V E	
		当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	6,235	
2	下方パラレルシフト	0	
3	スティープ化	4,708	
4	フラット化		
5	短期金利上昇		
6	短期金利低下		
7	最大値	6,235	
8	自己資本の額	ホ	ヘ
		当期末	前期末
		17,280	

(注)1.金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2.「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。

このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

なお、昨年開示した旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」(2017年度)は1,707百万円であります。この算出に使用した金利ショックは、VaR(バリュー・アット・リスク)であり、当期末のΔEVEとは計測定義等が異なります。このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。

信用金庫法等で定められた開示項目索引

■信用金庫法施行規則第132条による開示項目

(単体ベースの開示項目)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
① 事業の組織	6
② 理事・監事の氏名及び役職名	6
③ 会計監査人の氏名又は名称	29
④ 事務所の名称及び所在地	24~25
2. 金庫の主要な事業の内容	6
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	3
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	3
① 経常収益	3
② 経常利益(又は経常損失)	3
③ 当期純利益(又は当期純損失)	3
④ 出資総額及び出資総口数	3
⑤ 純資産額	3
⑥ 総資産額	3
⑦ 預金積金残高	3
⑧ 貸出金残高	3
⑨ 有価証券残高	3
⑩ 単体自己資本比率	3
⑪ 出資に対する配当金	3
⑫ 職員数	3
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	32
イ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	32
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	32
エ. 受取利息及び支払利息の増減	32
オ. 総資産経常利益率	32
カ. 総資産当期純利益率	32
② 預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	33
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金の残高	33
③ 貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	33
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	33
ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	33
エ. 用途別の貸出金残高	33
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	34
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	33
④ 有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高	36

イ. 有価証券の種類別の平均残高	35
ウ. 預証率の期末値及び期中平均値	35
エ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高	36
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
① リスク管理	10~11
② 法令遵守	7
③ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況	18~19
④ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	9
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	28~31
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻先債権	5
② 延滞債権	5
③ 3カ月以上延滞債権	5
④ 貸出条件緩和債権	5
(3) 自己資本の充実の状況	4
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	35~36
② 金銭の信託	36
③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引	36
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	34
(6) 貸出金償却の額	34
(7) 信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき決算関係書類について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	29

■信用金庫法施行規則第133条による開示項目

(連結ベースの開示項目)

1. 金庫及びその子会社等の概況	
① 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	37
② 金庫の子会社等に関する事項	37
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	
① 直近の事業年度における事業の概況	37
② 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標	37
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況	37~38

■信用金庫法施行規則第135条による開示項目

報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの 38

■金融再生法で定められた開示項目

金融再生法開示債権 5

■バーゼルⅢ「第三の柱」による開示項目

『自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項』(告示) 39~52



<http://www.shinkin.co.jp/hokumon/>